

# 官報

号外 昭和二十五年三月三十一日

## ○第七回 衆議院会議録第三十二号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)

議事日程 第三十号

午後一時開議

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣提出)

第五 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律案(内閣提出)

第六 国税徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 国家公務員法の一部を改正する法律案(人事委員長提出)

第八 輸出信用保険法案(内閣提出)

第九 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 本日の会議に付した事件

人口対策に関する緊急質問(床次徳二君提出)

炭労スト強制調停に関する緊急質問(青野武一君提出)

日程第一 地方税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第二 外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国税犯則取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国税の延滞金等の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律案(内閣提出)

日程第六 国税徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 国家公務員法の一部を改正する法律案(人事委員長提出)

午後一時五十三分開議  
○議長(常原喜重郎君) これより会議を開きます。

人口対策に関する緊急質問(床次徳二君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、床次徳二君提出、人口対策に関する緊急質問、これをこの際許可せられることを望みます。

○議長(常原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(常原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

人口対策に関する緊急質問を許可いたします。床次徳二君登壇。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 私は、人口対策に関しまして政府の所信をお伺いたしたいと考えるものであります。

去る二十日、厚生省は、昭和二十四年におけるところのわが国の人口動態を発表いたしましたのであります。また、

年において、昨年に比べますと、引揚者を加えまして二百万人の増加を示しております。死亡率は漸次減少し、人口の自然増加は一部増加があるといふことは、これは軽々には見のがすことのできない重大なる問題であると考えるのであります。われわれ国民いたしまして、深くこの事実を検討いたしたものであります。

人口の過剩が、わが国の経済復興の上に、また国民生活水準を向上せしむるために、また婦人の解放のために、母性文化のために非常なる支障を持つておりますることは、いまさら申し上げるまでもないであります。私どもは、すみやかにその対策を樹立いたしましたが、その対策は、わずかに厚生省の一部局をもつて担当せしめられて、いかなる機関をしてこれに当らしめるかということであります。さきに政府は人口問題審議会を設置いたしましたが、その対策は、わざかに厚生省の一部局をもつて担当せしめられて、いかなる機関をしてこれに当らしめるかということであります。さ

くに政府は人口問題審議会を設置いたしましたが、その対策は、わざかに厚生省の一部局をもつて担当せしめられて、いかなる機関をしてこれに当らしめるかということであります。さ

くに政府は人口問題審議会を設置いたしましたが、その対策は、わざかに厚生省の一部局をもつて担当せしめられて、いかなる機関をしてこれに当らしめるかということであります。さ

ては、すでに人口問題審議会の答申においても述べられておりますが、この際政府は人口問題審議会を廃止いたしまして、新たに有力なる常設の人口対策企画する委員会を設置し、さらにここに事務局を設けて各般の政府の政策につき調整を加え、もつて人口政策の実施に遺憾なきを期する考へはないか、右お尋ねいたしたいのであります。

次にお尋ねいたしたいことは、わが国の人口問題の解決に対し、政府は進んで海外の諸国に対しましてその理解と協力を求める考へはないかといふことであります。現下の國際情勢におきまして、いだだらに海外移民を論ずることは、まだその当を得てないといふことにつきましては、もちろんであります。しかしながら、わが国の人口問題をわざわざがいかに解決するかといふことは、單に国内の問題ばかりではないのであります。過去におけるところのわが國の人口過剩、あるいはこれが侵略戦争の有力なる口実にもなつたと論ぜられておりまして、近く講和会議を迎へ、さらに将来永久なる平和文化国家として立つわが國におきましては、この人口問題を解決し、その対策を確立いたしましたことは、われく国民に対してはもちろん、世界の諸國にしまして正しい理解を有せざる者も少く

であると存じます。私は講和に対する考へはないが、右お尋ねいたしたいのであります。

なお、わが国がこの際適正なる人口

対策を確立し、この解決に努力すると考へるものであります。

うことは、われくが健全なる民主

国民となることと同様に、世界に対する考へは、單にわが日本国民の生活、いな生存の問題であると同様に、世界の平和あるいは人類の福祉の問題にも関係を有するのであります。今日までの重要な政策が放置せられておつたといふことに対しましては、政府の重大なる関心を喚起いたしたいのであります。もちろん、海外の諸国におきまして、戰後わが国の人口問題には

たといふことに対しましては、政府の

重複する政策が放置せられておつたといふことに対しましては、政府の

重大なる関心を喚起いたしたいのであります。しかししながら、わが国の人口問題をわざわざがいかに解決するかといふことは、單に国内の問題ばかりではないのであります。過去におけるところのわが國の人口過剩、あるいはこれが侵略戦

争の有力なる口実にもなつたと論ぜられておりまして、近く講和会議を迎へ、さらに将来永久なる平和文化国家として立つわが國におきましては、この人口問題を解決し、その対策を確立いたしましたことは、われく

国民に対する考へはないが、右お尋ねいたしたいのであります。

最近英紙の報ずるところによります

ると、いわゆる英國の対日講和草案の中

にあこの問題が取り上げられておるの

であります。国民党の皆さんのお目を

引いたことは申し上げるまでもないと

存するのであります。今日わが國

の問題に關しましては、今日の政府の予

算におきましては、その準備調査、あ

ないことを指摘しなければならないのであります。今や私たちは、適正なる人口対策を確立し、その最善とするところの政策によりまして、これを強力に、しかもすみやかに実行すべきとき

に際会いたしておると信ずるものであ

ります。

その対策は、国民と政府と協力一致して国内における人口収容力を増加いたしますとともに、反面におきまし

て人口の自然増加を極力抑制することに努むべきであります。しかしながら、今日まで政府の調査いたしました

ところによりますると、わが国の人口

の重圧は今後なお相当の期間継続いた

ところによります。国内におきまして上

述のごときいろいろな対策を講じまし

ても、なお今後相当多数の失業者を生

じ、国民生活は相当の圧迫を受けるこ

とが推定せられるのであります。こ

の際もしも海外に対して平和移民が認

められますならば、国内的の人口対策

と相伴つて相当の効果をあげ得ること

が予想せられるのであります。もとよ

り、国内の人口対策の一つであります

協力は、單なる貿易通商等に対するところの協力と同時に、将来わが国の平和的移民に対する協力も必要と考えるところによります。政府のこれに対する見解をお伺いいたしたいのであります。

第一に、海外の好意によるところの協力は、單なる貿易通商等に対するところの協力と同時に、将来わが国の平和的移民に対する協力も必要と考える

ことが認められまするならば、まことに望ましいことであります。かかるわが日本人の希望と日本人の熱望とを表明する機会がありましたならば、ぜひおきたいと考えます。政府の右

に開する御所見を伺いたいと存するのであります。

以上は私の質問の要点であります

が、元来人口問題に關しましては、そ

の取扱い方いかんによりましては、國

の問題に關しましては、國の問題に關

るいは将来適当なもの育成に關しまして何ら予算を持つておらないように考えるのであります。が、はたしてこれで予期した成績をあげ得るかといふに對して私は疑いなきを得ないのであります。

なお、今後われく日本人が広く世界の平和、福祉増進に寄與するため、たとえば國際連合の未開拓地開発計画等のごとき事業に對して参加する

ことが認められまするならば、まことに望ましいことであります。かかるわが日本人の希望と日本人の熱望とを表明する機会がありましたならば、ぜひおきたいと考えます。政府の右に開する御所見を伺いたいと存するのであります。

なお、今後われく日本人が広く世界の平和、福祉増進に寄與するため、たとえば國際連合の未開拓地開発計画等のごとき事業に對して参加する

ことが認められまするならば、まことに望ましいことであります。かかるわが日本人の希望と日本人の熱望とを表明する機会がありましたならば、ぜひおきたいと考えます。政府の右に開する御所見を伺いたいと存するのであります。

なお、今後われく日本人が広く世界の平和、福祉増進に寄與するため、たとえば國際連合の未開拓地開発計画等のごとき事業に對して参加する

ことが認められまするならば、まことに望ましいことであります。かかるわが日本人の希望と日本人の熱望とを表明する機会がありましたならば、ぜひおきたいと考えます。政府の右に開する御所見を伺いたいと存するのであります。

なお、今後われく日本人が広く世界の平和、福祉増進に寄與するため、たとえば國際連合の未開拓地開発計画等のごとき事業に對して参加する

ことが認められまするならば、まことに望ましいことであります。かかるわが日本人の希望と日本人の熱望とを表明する機会がありましたならば、ぜひおきたいと考えます。政府の右に開する御所見を伺いたいと存するのであります。



事実をお答え願いたい。なおそれに伴つて、三十一までのストライキも中止してはどうかという勧告をエーミス労働課長から受けておりまするが、これに關する真相と経過を、あわせてさきの中止命令とともに御説明願いたい。

これが私の質問の第一点であります。

炭労争議の直前には、貯炭量が全国に約二百三十二万トンあつたといふことは、昨日の労働委員会で賀来労政局長が答弁をしておりまする言葉の一節であります。全国で一日平均消費量は、二十日分の石炭があつたのであります。ストに入つて、参加人員は二十一万、その三十一万のうちの九

五名がストライキに参加し、あとの五%が保安確保のために就業しておつたのでありまするが、その減産量は一日平均八万五千トン、二十八日にスト中止に至りまするまでには、この炭労のストによつて石炭は約九十万トンの減産を來したといわれておるのであります。

あるために、鉱業連盟が冷酷無情な強硬態度をもつて交渉を決裂に導いたといふことを、私たちは指摘したいのです。

それと相関連いたしまして一言申し上げたいと思ひますことは、福岡県の三井化成の經營者は、福岡民政部の司令官に対しまして、炭労のストライ

キが続いていることは非常に困る。た

だいまより二十四時間以内に三池炭鉱より石炭の供給がない場合は、この三井化成の全工場は壊滅状態になつて、これが私の質問の第一点であります。

炭労争議の直前には、貯炭量が全国に約二百三十二万トンあつたといふことは、昨日の労働委員会で賀来労政局長が答弁をしておりまする言葉の一節であります。全国で一日平均消費量は、二十日分の石炭があつたのであります。ストに入つて、参加人员は二十一万、その三十一万のうちの九

五名がストライキに参加し、あとの五%が保安確保のために就業しておつたのでありまするが、その減産量は一日平均八万五千トン、二十八日にスト中止に至りまするまでには、この炭労のストによつて石炭は約九十万トンの減産を來したといわれておるのであります。

およそ労働者の団結権の行使の意義は、争議状態における労働者と資本家の対立抗争の中に求めらるべきものでありまして、会社の經營上の心配

でありました。ところが、一方で、彼らの喜ぶようなやり方をしておつたのでは、ストライキの意義はまつた

く無意義、無価値に終つてしまつのであります。今回の炭労のストは予告の上で開始せられたものでありますから、三池炭鉱と同資本であります三井化成の經營者のごときは、政府手持ちの貯炭あるいは若干の生産炭の購入等により、みずから万全を期するがため

に、彼らとしては当然にそういうもの

用意しておかなければならぬ。いよいよ

これが申しましたように、二十日をもちまして、二十五日から三

十一日まで一週間のストライキは、これまで中國委員会の決定によつてこれが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

労働大臣にお尋ねしたいと思いますことは、このストライキの中止と相

後いたしまして、労調法第十八条の第五号によつて、公共のために著しき障

害を與えるといふ解釈のもとだ、今回これらは、これは一種のストライキ破りといつてもさしつかえない

大工場あるいは炭鉱業者の諸君が戦時中の日本軍閥や上層官僚の独善的な思想と、えてかつてな考え方

が、こういったやり方こそ、資本家の封建的な思想と、えてかつてな考え方

であります。こういふ考え方方である限り、平和的な交渉で解決する問題も、最後には争議へと追いやつて行く

のであります。吉田内閣の当時であります。昭和二十一年の十月、全通のストライキの折に強制調停が請求せられて、中央労働委員会に請求をせられたのであります。

吉田内閣の当時であります。昭和二十一年の十月、全通のストライキの折に強制調停が請求せられたのであります。吉田内閣の当時であります。昭和二十一年の十月、全通のストライキの折に強制調停が請求せられたのであります。

三年九月、電鉄のストライキに直面して指摘したいのであります。

こういふ点につきまして、通産省は二百二十二万トンの石炭があることを理由にいたしまして、炭労のストライキを見送つて、非常に冷淡な態度をとつておつたということを、私どもは知つておるのであります。労働省にいたしまして、これまた強制調停が請求せられた。この二回であります。これは

は明らかに公共事業である電気産業、全通、民間の私鉄あるいは水道、ガス等である。しかし私どもは、炭鉱産業といふものが公益事業であるとは考へな

つておるのであります。労働省にいたしましても、全国に二百二十二万トンの石炭のあることを理由にいたしまして、積極的な炭労ストの調停に乗り出

きました。これが公共上幾多の支障を来すおそれありとしました場合には強制調停を請求する

ことができるなど、これが、労働省独自の立場から、いろいろ打つ手があるにもかかわらず、それを今日まで見送つておつたのであります。先ほど申しましたように、二十七日に炭労の斡旋が招致せられまして、四月以後のストの中止が命ぜられ、事实上二十八日をもちまして、三月三十一日まで

これが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

これが中止されたのであります。

なおこの強制調停につきましては、

中央労働委員会は、強制調停の請求を受けたから十五日以内に調停案をつくり、十日以内の期限で当事者にその

受諾を勧告することになつてゐるのであります。われくは、従来の五千四百円の低いベースを基づけにする政

策や決定には断じて賛成することはであります。われくは、従来の五千四百円の低いベースを基づけにする政

電産の争議は解決の一歩手前に参つておられます。これまた調停委員会が決定いたしました八千五百円の新ベースを政府は一応了承したという基礎の上に立つて交渉が進められているといふとあります。この炭労の主張する五千四百円の現行ベースを九千四百円に要求しております点について、鈴木労働大臣は、この民間給與政策に対しどういう具体的な案をお持ちになっているか、この点を私は承りたいのです。

そして最後に一つ希望いたしておきたいと思いますことは、常に問題が起りましても、吉田内閣は労働問題に関する限りは非常に冷淡であります。国鉄の裁定にしてもその通りである。人事院の勧告にしても、これを無視している。仲裁委員会の裁定を無視し、公労法を蹂躪し、そうして今回炭労のストライキが中止せられるや、公共事業でもない炭鉱のストに對して強制調停を請求する。すべてが労働者を故意に敵視して労働者に何ものも與えず、労働者のためにその利益を積極的に守つてやろうという立場をとつたことを、われくへは見たことがありません。従つて、ただいまの質問にあわせまして希望いたいと思ひますことは、雇用組織に関する政策であるとか、職業補導に関する各産業における再訓練であるとか、労働協約の国際的普遍化であるとかいうような重要な問題について、

吉田内閣の労働行政は今日まで明らかにせられておりません。この機会に、そういう構想を鈴木労働大臣が持つておられますならば、国民大衆の前にその意思を御発表願いたいということを希望いたしまして、以上三点の御質問を申上げた次第であります。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕

○國務大臣鈴木正文君(登壇) 鶴野議員の御質問に、簡明率直にお答えいたします。

労調法の十八條五号を発動いたしたのは、徹頭徹尾労働大臣としての見解にあります。労資あるいは総司令部、その責任のもとにおいて行つたのであります。(拍手)

それから、公共事業でないところの事業におきましても、きわめて重要な大きな事業の大きなストであつて、しかもそれが著しく公益に障害を與えるという段階においては強制的調停の措置をとり得るのであります。現に石炭の貯炭は二十日前後に減り、しかも北海道方面においては、一部すでに石炭が不足しておる部分がある、特種の山元から直接受けておるところの工場におきましても、工場がとまるおそれがある。中小商工業者は金縛りの關係上石炭の手持ちを持つておらない、この方面も困るおそれがある、

著しく阻害する状態に陥つたものと判断したのであります。(拍手)しかも、あえてこの強制調停によるのを当然とすべきであるという見解をとり、この十八條問題が起きてから、なお一週間にわたりて極力労資双方の直接交渉を懇意して来たのでありますけれども、月曜日の午後八時に至つて、両者が交渉を再開する希望と余地は絶対にないということが明らかになつた。その後の段階において、労働大臣として十八條五号の適用を決意したのであります。(拍手)

申し上げるまでもなく、この十八條五号は調停に参加するということだけの強制でありまして、その調停に絶対服従すべしという強制力は持つておらず、ストライキをとめるという強制力も持つておらないであります。

第四十六條第一項第八号を次のよう改める。

### 三 削除

第四十四條第一項第一号を次のよう改める。

### 二 削除

第四十六條第一項第八号を次のよう改める。

### 八 削除

第七十七條及び第七十八條を次のように改める。

### 七 削除

第七百一十六條の二第六項中「酒

消費税」を削る。

○議長(鶴原喜重郎君) 日程第一、地方税法の一部を改正する等の法律案を

吉田内閣の労働行政は今日まで明らかにせられておりません。この機会に、そういう構想を鈴木労働大臣が持つておられますならば、国民大衆の前にその意思を御発表願いたいということを希望いたしまして、以上三点の御質問を申上げた次第であります。(拍手)

○國務大臣鈴木正文君(登壇) 鶴野議員の御質問に、簡明率直にお答えいたします。

第三條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のよう改定する。

第十三條中「酒消費税」を削る。

第二十六條第一項第三号を次のよう改める。

第三條 地方税法の一部を改正する等の法律案

議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事官家喜六君。

第一條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を改正する等の法律案

議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事官家喜六君。

第一條 地方税法の全部を改正す

る法律が制定施行される日までは、昭和二十五年度分の道府県民税(都に附ては、都民税とする)、地租、家屋税、事業税(法人に対する事業税については、昭和二十五年一月一日以後に終了する事業年度分又は同日以後における合併若しくは解散に因る分)、特別所得税、鉱区税、船舶税、自動車税、軌道税、電話税、電柱税、漁業税、狩獵者税、地租附加税、家屋税附加税、事業税附加税(法定税率)、軌道税附加税、電話税附加税、電柱税附加税、鉱区税附加税、自動車税附加税、船舶税附加税、電柱税附加税、漁業税附加税、鉱区税附加税、特別所得税附加税、鉱区税附加税、狩獵者税附加税、市町村民税(特別区に附ては、特別区民税とする)、舟税、自転車税、荷車税、金庫税、都市計画税及び余裕住宅税並びに地方税法第四十六條第十二項、第百三條第三項、第百二十八條第二項及び第百三十一條第一項の規定により新設した独立税(同法第百四十四條第一項の規定によつて同法による手続を経て新設したものとみなされた独立税を含む)のうち内閣總理大臣の指定

するものと徴収するところがある。

#### 附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 昭和二十五年三月三十一日までの酒消費税及び酒消費附加税については、なお、前例による。

3 この法律施行前にした酒消費税に関する改正前の地方税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、前例によること。

○管家喜六君登壇  
〔管家喜六君登壇〕

○管家喜六君登壇 地方税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

○管家喜六君登壇 地方税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

本法律案は、別途当委員会に付託になつておりますが、該法律案は、何分にもわが国の地方税財政制度の根本的改革を意図したものでありますため、政府において成案を得るために多くの日子を費し、意外に提案が遅延いたしましたので、改正法律案の制定実施は昭和二十五年四月一日以後となる

べきことが必要と思われるに至ったのであります。従つて、その間の応急措置を講ずる必要を生じ、よつて新税法の制定実施に至るまでの暫定措置を法定しますとするものであります。

本法律案の内容といたしましては二つの点を含んでおるのであります。その第一は、現行地方税法の一部を改正して、酒消費税及び同附加税を昭和二十一年四月一日以降廃止することであり、その第二は、同法の一部の施行を一時停止して、昭和二十五年度分の道府県民税、地租、家屋税、事業税等二十有余の地方税は、新税法の制定施行の日まではこれを徴収することができないものとすることがあります。前者は、シャウブ勧告の線に沿うて酒消費税及び同附加税の廃止が予定され、すでに国税である酒税の改正が昭和二十五年四月一日以降実施されることとなることについて、新税法の成立実施されたりますので、この改正と歩調を合せ、負担の過重を免さないよう審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、別途當委員会に付託になつておりますが、該法律案は、何分にもわが国の地方税財政制度の根本的改革を意図したものでありますため、政府において成案を得るのに多大の日子を費し、意外に提案が遅延いたしましたので、改正法律案の制定実施は昭和二十五年四月一日以後となる

してあるが、該法律案は、産業及び国民生活に甚大の影響を與える重要な法律であるから、国会としては十分に審議を盡さねばならず、かかる政府の態度はあります。

本法律案の内容といたしましては二つの点を含んでおるのであります。そ

してあるが、事態を要する場合に、強制的に交付し、地方自治体が年度初めにおける財政操作に支障のないよう取はらうことを期しており、その交付金額も、大よそ上四半期分、すなわち四、五、六の三箇月分として約二百億円であります。従来の配付税及び各種補助金の如上三箇月分に当る金額を年度当初において交付する見込みであるとの答弁をしたのであります。

なお以上のほか若干の質疑もあります。

したが、本法律案は年度の交代を目前にして緊急を要する問題であり、その趣旨もまたやむを得ぬものと認められましたので、質疑終了後、討論を省略し、即日採決いたしましたところ、共

議長(鶴原嘉蔵副議長) 日程第一、外

國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案、日程第三、國稅犯則改正する法律案、日程第五、國稅犯則取扱い、國稅徵收法の一部を改正する法律案、日程第六、國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(鶴原嘉蔵副議長) 日程第一、外

國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案、日程第三、國稅犯則取扱い、國稅徵收法の一部を改正する法律案、日程第四、國稅の延滞金等の特例に関する法律案、日程第五、災害被災者に対する法律

の一部を改正する法律案、日程第六、國稅徵收法の一部を改正する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して審議とい

たします。本法律案の報告を始めます。

○議長(鶴原嘉蔵副議長) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り可決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成多数〕

本法律案は、三月二十八日、本委員会に付託され、翌二十九日慎重に審議いたしましたが、委員の質疑のおもなものをあげますと、まず本法律案は、別途提案中の地方税法が国會を

通過し法律が実施されることを前提とす

る法律案及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 國稅犯則取扱法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第四 國稅の延滞金等の特別に関する法律案(内閣提出)

第五 災害被災者に対する補助の減免、徵收猶予等に関する法律案(内閣提出)

第六 國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(鶴原嘉蔵副議長) 大蔵委員会理事長前田謙三議長

大蔵委員会理事長前田謙三議長

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)○一

一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)○一

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)○一

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)○一

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)○一

を「六月三十日」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

「差押物件」を「差押物件又ハ領置物

件」に、「市町村」を「官公署」に改め、同條第三項中「差押物件」を「差

押物件又ハ領置物件」に改め、同項

の次に次の二項を加える。

收税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スベシ

第九條及び第十條中「検査」の下に「領置」を加える。

第十二條第一項但書中「必要トスルトキ」の下に「及急速ヲ要スル場合ニシテ國稅局長官又ハ國稅局長ヨリ他ノ國稅局又ハ稅務署ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ」を加える。

第十三條第一項に次の但書を加え、同項を同條第二項とする。

但シ前項各号ノ規定ニ該當スルトキハ直ニ告発スベシ

たばこ専売法(昭和二十四年法律第二十一年)の一部を次のよう

に改正する。

第七十九條第七項中「第五項」を

〔第六項〕に改め、同條第五項を第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第四項の次に次の二項を加える。

第一條　國稅徵收法の一部を改正す

る法律(昭和二十五年法律第

号)による改正前の國稅徵收法

(明治三十年法律第二十一号)第九

三項、所得稅法の一部を改正す

る等の法律(昭和二十三年法律

五百七号)第五十二條又は國稅徵

收法の一部を改正する法律附則第

三項の規定により徵收じた、又は

徵收する延滞金で昭和二十五年一

月一日から同年三月三十日まで

第十七條第一項中「七日」を「二十

日」に改める。

第十八條第一項中「差押物件」の下に「又ハ領置物件」を「差押目録」の下に「又ハ領置目録」を加え、同條第二項中

二項中「差押物件」の下に「又ハ領置物件」を加え、「市町村」を「官公署」に改め、同條次の二項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引続アリタルトキハ當該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押收シタル物トス

第十九條第二項を削る。

第二十一條　創除

第二十一條を次のように改める。

十一項まで」に改める。

第二十八條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項

から第十項まで」を「第八項から第

十一項まで」に改める。

し、よう賦專売法(昭和二十四年法律百十三号)の一部を次のよう

に改め、同條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項

から第十項まで」を「第八項から第

十一項まで」に改め、同條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項

から第十項まで」を「第八項から第

十一項まで」に改め、同條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項

から第十項まで」を「第八項から第

合を乘じて計算した金額による。

前項の規定は、同項に規定する延滞金でその計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日八錢未満の金額の割合を乗じて計算することとなつてあるものについては、適當しない。

（加算稅の特例）

第二條　所得稅法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第五号）による改正前の所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）第五

十五條若しくは第五十六條、所得稅法の一部を改正する法律附則第十四條若しくは第十六項、法人稅法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二号）による改

正前の法人稅法（昭和二十二年法律第二十八号）第四十二條、法人稅法（昭和二十二年法律第八十

項、相續稅法（昭和二十五年法律第二十九号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十一

項、相續稅法（昭和二十五年法律第三十号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、相續稅法（昭和二十五年法律第三十一号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、相續稅法（昭和二十五年法律第三十二号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、相續稅法（昭和二十五年法律第三十三号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、相續稅法（昭和二十五年法律第三十四号）による改正前の相續稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第三十五号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第三十六号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第三十七号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第三十八号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第三十九号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十一号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十二号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十三号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十四号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十五号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十六号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十七号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十八号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第四十九号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

項、通行稅法（昭和二十五年法律第五十号）による改正前の通行稅法（昭和二十二年法律第八十二

額又は納付し、若しくは徵收する税額で昭和二十五年一月一日から同年三月三十日までの期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四錢の割合を乗じて計算した金額による。

2 非戦災者特別税法（昭和二十一年法律第百四十三号）第四十條若しくは旧有価証券移転税法（昭和十一年法律第七号）第十三條ノ二（有価証券移転税法を廃止する法律（昭和二十五年法律第二号）

附則第十九項中「適用する。」を

以後になされた場合においては、當該過納金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、國稅徵收法第三十一條ノ六第一項（國稅徵收法の一部を改正する法律附則第十項において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月を経過した日から當該還付の請求がなされた日までの期間を除いた期間による。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行後において納付し、又は徵收する第一條第一項又は第二條に規定する延滞金又は税額のうちこれらの規定の適用を受ける部分の金額については、この法律施行前になされた督促に係る督促に記載された当該延滞金の金額又はこの法律施行前に告知された当該税額は、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四錢の割合を乗じて計算した金額による。

3 所得稅法の一部を改正する法律の一部を次のように改訂する。

附則第十五項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法の一部を改正する。

附則第十五項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法の一部を改訂する。

附則第十五項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法の一部を改訂する。

附則第十五項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法について、この法律施行前に告知又は督促がなされていると

ついて、その還付の請求がこの法

ときは、当該告知又は督促は、當該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

附則第十六項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第十七項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる所得税につ

いて、この法律施行前に督促がなされた」といふときは、当該督促は、當該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

附則第十八項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第十九項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第二項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る法人税について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該督促は、當該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

附則第二項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法の一部を改訂する。

附則第二項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法の一部を改訂する。

附則第二項中「適用する。」を

「適用する。」の場合において、同條の規定により納付し、又は徵收すべき利子税額の計算の基礎とな

る所得稅法について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、當該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

とみなす。」に改める。

附則第十六項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第十七項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第十八項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第十九項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

附則第二項中「適用する。」を

「適用する。」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 災害に因り住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の総所得金額が三十五万円以下であるもの（当該災害に因る損失額について所得稅法第十一条の三の規定による控除をしない者に限る。）に対して、命令の定めるところにより、当該年分の所得稅額（同法第五十七條第一項から第三項まで、第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項の規定による徵收する過少申告加算稅額、無申告加算稅額、重加算稅額又は重加算稅額及び國稅徵收法第九條第三項の規定により徵收する延滞加算稅額を除く。）を左の区分により軽減し又は免除する。

第三條 災害被患者に対する租稅の減免、免、徵收猶予等に関する法律の一部を改訂する法律案

第三條 災害被患者に対する租稅の減免、免、徵收猶予等に関する法律（昭和十二年法律第百七十五号）の一部を

所得の金額を控除した金額)を主たる所得者の総所得金額又は納稅義務者の総所得金額(同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額)に合算した金額による。

第一項の総所得金額は、所得税法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、当該総所得金額に被害を受けた年分に係る同法第十四條第一項第一号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額による。

### 第三條 削除

第四條中「昭和二十一年五月三日以後に開始した相続に対する」を削除し、「相続財産」を「相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産」に改めた。

第十九條第一項若しくは第二項十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額による。

第五條 第五項の規定により徴收する延滞加算税額に改める。第六條を次のように改める。

第五條 削除  
第六條を削り、第七條中「昭和二十一年五月三日以後に開始した相続に対する」を削除する。

十二年五月三日以後に開始した相続に対するを削り、「相続財産について相続税法第三十八條を「相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項に、その相続財産を「当該財産に改め、同條を第六條として同條の次に次の一條を加える。  
第七條 富裕税の課税価格計算の基礎となり富裕税の課税義務者で災害に因り富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産について富裕税法第一條第一号に規定する課税時期後同法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限に甚大な被害を受けたものに付すべき當該課税時期を含む年分の所得の計算上改正前の第五條の規定により必要な経費として控除されるべきものは、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)に規定する必要な経費とみなす。但し、当該各年の前年までに所得の計算上控除された金額については、なお改正前の第五條の例による。

第八條中「相続税、」の下に「富裕税、」を加える。  
第九條中「相続税、」の下に「富裕税、」を加える。  
第十條中「第一條乃至第七條」を「第二條、第四條、第六條、第七條」に改める。

1 この法律は、昭和二十一年五月三日から施行する。  
2 第二條の改正規定は、昭和二十一年五月三十一日以前に終了した事業年度については、各事業年度の普通所得(以下同じ。)の計算上、損益に生じた損益額を記載する。

五年分の所得税から適用する。

昭和二十三年一月から昭和二十四年十二月三十一日までの間に生じた災害に因り所得の基団たる資産又は事業の用に供する資産による。

五年分の所得の計算についてその災害に因る損害金額を新たに必要な費用として控除することができる。

五年分の所得の計算上必要な経費として控除されなかつた金額を記載した場合に限り適用する。

5 第三項の規定により昭和二十四年十二月三十一日以前に終了した事業年度については、なお改正前の第五條の例による。

6 第三項の規定に該当する場合を除く外、昭和二十四年分以前の所得税について同項の規定の適用を受けるときは、この法律施行後二月以内に、同年分の所得税額につき更正の請求をしなければならない。

7 昭和二十三年一月一日以後昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に生じた災害に因り法人がその有する資産の過半を滅失し、又は損壊したたは、この限りではない。

8 前項の規定によりこの法律施行前に終了した事業年度分についてその災害に因り生じた損益額を新たに総益金から控除されなかつた金額を記載しなければならない。

9 第七項の規定によりこの法律施行前に終了した事業年度分についてその災害に因り生じた損益額を新たに総益金から控除を受けることができることとなつた法人が、当該事業年度分の法人税について同一項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、当該事業年度分の普通所得金額に超過所得金額又は資本金額を修正する申告書を提出しなければならない。

10 第四條又は第六條の改正規定は、昭和二十五年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除された金額については、この限りでない。



三 稽納者ガ株主又ハ出資者タル

法人

前二項ノ質問又ハ検査ノ権限ハ犯  
罪捜査ノ為闇メラレタルモノト之

ヲ解スルコトヲ得ズ

收税官吏第一項又ハ第二項ニ依ル

質問又ハ検査ヲ為ストキヘ其ノ身

分ヲ証スル証票ヲ示スベシ第二十

三條ノ一第一項中「延滞金」を削る。

第二十五條に次の一項を加え

る。

公売ニ付スルモ買受人ナキ物件又

ハ其ノ価格見積価格ニ達セザル物

件ハ其ノ見積価格ヲ下ラザル価格

ヲ以テ随意契約ニ依リ之ヲ売却ス

ルコトヲ得

第十七條中「公売」の下に「(政府

ニ依ル賣上及随意契約ヲ以テスル売却ヲ含ム」を加える。

第十八條、第十九條及び第三十一條中「延滞金」を削る。

第三章ノ二を次のように改め

第三章ノ二 再調査、審査及訴訟

第三十一條ノ二 国税ノ賦課徵收

ニ關スル处分又ハ稽納处分ニ關シ異議アル者ハ所得稅法其ノ他

別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外

当該处分ニ係ル通知ヲ受ケタル場合ニ於テ當該請求ノ方式又ハ手

書ニ欠陥アルトキヘ相當ノ期間

四 (同様处分ニ付通知ナキトキ

ハ當該处分ニアリタルコトヲ知リタル日)ヨリ一箇月以内ニ政

令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ当該処

分ヲ為シタル税務署長(当該處

ルトキヘ當該各号ニ定ムル決定ヲ

分ヲ為シタル者ガ税務署ノ職員シ

ナルトキハ當該職員ノ属スル税

務署ノ税務署長)ニ對シ再調査

ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ當該

處分ニ係ル調査ガ國税厅若ハ國

税局ノ職員ニ依リ為サレタル旨

ノ記載アル書面ニ依リ税務署長

ヨリ當該処分ニ係ル通知ヲ受ケ

タル者又ハ税務署以外ノ行政機

関ノ長若ハ其ノ職員ニ依リ當該處

タル者又ハ税務署以外ノ行政機

定メ其ノ欠陥ノ補正ヲ為サシムル

コトヲ得

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル

場合ニ於テ左ノ各号ノ一二該當スル

コトヲ得此ノ場合ニ於テ當該審

査ノ請求ヲ為スコトヲ為ス

ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之

ヲ當該請求ヲ為シタル者(第三項

ノ再調査ノ請求ヲ為シタル者(第三項

一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書

面ヲ以テ國税厅長官若ハ國税局長

又ハ税關長ニ審査ノ請求ヲ為ス

コトヲ得此ノ場合ニ於テ當該審

査ノ請求ヲ再調査ノ決定ニ付ス

ルモノナルトキハ當該再調査ノ目

的トナリタル処分ニ付スル審査ノ

請求ガ併セ為サレタルモノ看做

ス

一 再調査ノ請求ガ第一項ノ期間経過後ニ付サレタルトキ又ハ前

項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル

場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為

サレザルトキハ當該請求ヲ却下

スル決定

二 再調査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ當該請求ヲ却下

スル決定

三 再調査ノ請求ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決

定

該当スル者又ハ同條第五項ニ依

ル通知ヲ受ケタル者同條第一項

但書ノ通知ニ係ル事項若ヘ処分

又ハ同條第五項ニ依ル決定(以

下再調査ノ決定ト觀フ)ニ付シ

異議アルトキヘ當該処分ニ係ル通

知ヲ受ケタル日(當該処分ニ付通

コトヲ知リタル日)又ハ同條第五

項ニ依ル通知ヲ受ケタル

三 審査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ當該

請求第四項ノ規定ハ審査ノ請求ア

リタル場合ニ付之ヲ適用ス

國税局長官若ハ國税局長又ハ税

關長ニ審査ノ請求アリタル場合ニ

於テ左ノ各号ノ一二該當スルトキ

ハ當該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其

ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之

ヲ當該請求ヲ為シタル者(第三項

ノ再調査ノ請求ヲ為シタル者(第三項

又其等

依る決定ヲ為シタルトキハ同項後段ノ規定ニ拘ラズ第一項後段ニ依リ併セ為サレタルモノト看做サレタル再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ハ棄却セラレタルモノト看做ス

第三十一條ノ三ノ二 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ニ閑スル事件ニ付テハ訴願法ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十一條ノ四 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ハ第三十一條ノ第五項ニ依ル決定（以下審査ノ決定ト謂フ）ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ但シ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ経過シ仍再調査ノ決定ノ通知ナキトキ、審査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月ヲ経過シタルトキ又ハ再調査ノ決定若ハ審査ノ決定ヲ經ルコトニ依リ著シキ損害ヲ生ズル處アルトキ其ノ他正当ナル事由アルトキハ再調査ノ決定又ハ審査ノ決定ヲ経ズシテ訴ヲ提起スルコト得得

再調査ノ請求若ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分又ハ審査ノ決定ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴（前項但書ノ場合ヲ除クノ外行政事件訴訟特例法第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ審査ノ決定ノ通知ヲ受起スルコトヲ要ス

第一項但書ノ規定ニ依リ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ経過シタル日後ニ当該再調査ノ目的トマル訴ヲ提起スル場合ニ於テハ當箇月以内ニ当該訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前二項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス 第二項ノ訴ガ提起セラレタル場合ニ於テ税務署長又ハ国税局長ガ当事者又ハ参加人トナリタルトキハ國税厅又ハ国税局ノ職員ハ昭和十二年法律第百九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務裁判ノ権限等ニ閑スル法律）第五條第一項ノ適用ニ付テハ之ヲ當該税務署長又ハ国税局長ノ所部ノ職員ル日ヨリ三箇月ヲ経過シタルトキ又ハ再調査ノ決定若ハ審査ノ決定ヲ經ルコトニ依リ著シキ損害ヲ生ズル處アルトキ其ノ他正当ナル事由アルトキハ再調査ノ決定又ハ審査ノ決定ヲ経ズシテ訴ヲ提起スルコト得得

再調査ノ請求若ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分又ハ審査ノ決定ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴（前項但書ノ場合ヲ除クノ外行政事件訴訟特例法第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ審査ノ決定ノ通知ヲ受起スルコトヲ要ス

第三十一條ノ五中「延滞金」を削る。

第三十一條ノ六第一項中「延滞金」を削り、「十錢」を「四錢」に改め、同條に次の一項を加える。

二以上ノ納期ニ於テ又ハ二回以上ニ分チテ納付シタル國税、督促手數料及延滞処分費ニ付過誤納ヲ生ジタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ過誤納額ニ相当スル国税、督促手數料及滞納処分費ハ最

後ノ納付ノ日ニ於テ納付アリタルモノトシ當該過誤納額ガ其ノ日ニ於ケル納付額ヲ超ユルトキハ過誤納額ニ達スルマデ順次遡リテ各納付ノ日ニ於テ其ノ納付アリタルモノトス

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 納税者滞納処分ノ執行ヲ受クル前ニ於テ當該処分ノ執行ヲ免ルル目的ヲ以テ其ノ財産ヲ隠蔽シ、損壊シ、國ノ不利益ニ処分シ又ハ財産ノ負担ヲ虛偽ニ増加スル行為ヲ為シテ當該処分ノ執行ヲ受ケタル場合ハ之ヲ三年以下ノ懲役若ハ二十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス當該処分ノ執行ヲ受ケタル後其ノ執行ヲ免ル目的ヲ以テ此等ノ行為ヲ為シタル場合ニ付亦同

第三十二條ノ二 第二十一條ノ二第一項ニ依ル收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ之ヲ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第四章中第三十二條の次に次の一條を加える。

第三十二條ノ二 第二十一條ノ二第一項ニ依ル收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ之ヲ三万円以下ノ罰金ニ処ス

## 附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に收税官吏が、

國稅徵收法施行規則（明治三十五

年勅令第百三十五号）第二十九條の規定により、地方公共團體又は清算人に交付を始めた國稅並びにその督促手數料、延滞金及び滞納處

稅費と地方公共團體の徵收金（國

稅徵收法第二條第一項に規定する

者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者

ノ相手方トナリタル者納税者ニ付

シテ同法第二十條第一項ノ事項ヲ

記載シタルモノヲ含ム）ニ記載シタル法人稅額同法第十九條第五項

ノ罰金ニ處シ又ハ之ヲ併料ス滞納処分ノ執行アリタル後情ヲ知リテ

同項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財產ヲ占有スル第三者ノ相手方トナ

リタル者も同ジ

法人ノ代表者又ハ法人若ハ八ノ代

理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ

法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ閉シ

前三項ノ違反行為ヲ為シタルキ

ハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法

人又ハ人ニ對シ當該各項ノ罰金刑

ヲ科ス

地方公共団体の徵収金をいふ。)

との間ににおける徵収の順位について、

ては、なお従前の例による。

3 改正前の国税徵収法第九條第三項の規定によれば徵収すべきであつた延滞金については、督促手数料と同順位として同法第二條の改正規定に準じてこれを徵収するの

規定に準じてこれを徵収するの

外、その徵収については、なお従前の例による。但し、この法律施行後の期間に対応する延滞金は、

徵収しない。

4 この法律施行前に国税徵収法第九條第一項の規定による督促をなしこの法律施行の際になお税額を完納しない國稅で、当該督促の指

定の期限が昭和二十五年三月三十日以前であるもの（同日以前に財産の差押があつた國稅の税額を除く。）に対する同法第九條第三項の改正規定による延滞加算税額は、同年四月一日から税金納付の日までの日数に応じ、滞納税額（同法第九條第三項に規定する滞納税額といふ。以下本項同様。）

百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額とする。但し、当該延滞加算税額は、この法律施行の際ににおける滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した額をこえる。ことができない。

5 前項の規定による延滞加算税額について、この法律施行の日に

おいて国税徵収法第六條の規定による告知をしたものとみなす。

6 この法律施行前にした租税の賦課徵収に關する処分又は滞納処分に對する審査、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

7 この法律施行前に徵収した延滞金及び第三項の規定により徵収した延滞金に過誤納があつた場合の充當並びに同項の規定により徵収すべき延滞金に対する過誤納に係る國稅、督促手数料及び滞納処分費並びに国税徵収法第三十一條ノ六の規定による還付加算税の充當については、なお従前の例によ

る。

8 所得稅法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十六條第七項（同法第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び法人稅法（昭和二十二年法律第二十八号）第一項の規定による還付加算税額又は第三項の規定により徵収する延滞加算税額及び国税徵収法第九條第

ノ六の規定による還付加算税額の充當は、第三項の規定により徵収した延滞金について過誤納があつた場合に准用する。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 他の法令中その先取特權の順位が國稅又は地方稅に次ぐものと規定されている公課及び債權については、當該法令の規定にかかわらず、この法律施行後においては、その先取特權の順位は、國稅及び地方稅に次ぐものとする。

13 登錄稅法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條ノ七中「第三十一條ノ二」を「第三十一條ノ三」に改める。

14 酒稅法（昭和十五年法律第三十

三十一条ノ六の規定による還付加算税額による還付加算税額の金額（延滞金に対するものを含む。）

と同順位として同法第二條の改正規定による還付加算税額百円につき一日十銭の割合を乘じて計算した金額と同年四月一日から還付のため支出し、又は當該充當をした日までに応じ、過誤納額百円につき一日十銭の割合を乘じて計算した金額と同日までに応じ、過誤納額百円につき一日一圓の割合を乗じて計算した金額及び第三項の規定により徵収した延滞金に過誤納があつた場合の充當並びに同項の規定により徵収すべき延滞金に対する過誤納に係る國稅、督促手数料及び滞納処分費並びに国税徵収法第三十一條ノ六の規定による還付加算税額の充當については、なお従前の例によ

る。

10 改正後の国税徵収法第三十一條ノ六の規定は、第三項により徵収した延滞金について過誤納があつた場合に准用する。

11 改正後の国税徵収法第三十一條ノ六の規定は、第三項により徵収した延滞金について過誤納があつた場合に准用する。

12 第十九條第一項中「及び重加算税額」の下に並びに国税徵収法第九條第三項の規定による延滞加算税額を加える。

13 第二十條第一項中「及び重加算税額」の下に並びに国税徵収法第九條第三項の規定による延滞加算税額を加える。

14 第二十六條の三第五項中「延滞加算金」を削る。

第四十六條第二項中「延滞金」を削り、同條第三項中「第一項」を削り、「滞納者」を「納稅者」に改める。

第十六條第二項中「利子稅額」の下に「及び国税徵収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

しへは通行稅又は延滞加算税額に相当する國稅に改める。

第十六條第二項中「利子稅額」の下に「及び国税徵収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

第十九條第一項中「及び重加算税額」の下に並びに国税徵収法第九條第三項の規定による延滞加算税額を加える。

第二十六條の三第五項中「延滞加算金」を削る。

15 所得稅法の一部を次のよう改正する。

第十條第一項中「及び進行稅法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徵収する

軽加算税額又は重加算税額は、」

第二十六條の三第五項中「延滞加算金」を削る。

16 所得稅法（昭和二十五年法律第

号）の一部を次のよう改正する。

第十三條第一項中「及び重加算税額」を「重加算税額及び延滞加算税額に相当する富裕稅額」に改める。

17 富裕稅法（昭和二十五年法律第

号）の一部を次のよう改正する。

第十三條第一項中「及び重加算税額」を「重加算税額及び延滞加算税額に相当する富裕稅額」に改める。

18 国税徵収法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

○前尾繁三郎君（前尾繁三郎君登壇）

たたいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、昨年十二月一日公布されました外國為替及び外國貿易管理法の施行期日が各規定につき政令で定められることになつております。

は重加算税額に相当する所得稅又は通行稅を、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得稅若

5 前項の規定による延滞加算税額について、この法律施行後に金額をもつて還付し、又は他の未納の國稅、督促手数料、延滞金及び滞納処分費に充當する場合において、當該

は重加算税額に相当する所得稅若しくは重加算税額に相当する所得稅若

期間は本年三月三十一日までとなつておりますのを、本年六月三十日までに改めようとするものであります。

このように施行期日を延期しなければならなくなりましたのは、外国人の

重考究を要する点がありまして、外

国為替の集中、涉外債権債務の統制等に

関する政令を制定するに至つておら

いためであります。

以上が、この法案の内容並びに提出

になりました趣旨であります。

本法案は、「三月二十八日、本委員会に付託さ

れまして、翌二十九日、政府委員より

提案理由の説明を聴取し、各委員よ

り、田建取引の構想、外国人の本邦内

事業活動等の具体的な内容等について質

疑が行われ、政府委員よりそれへ答

弁がありましたが、質疑応答の詳細につ

いては速記録に譲りたいと存します。

次いで討論を省略し採決いたしました

ところ、起立多数をもつて本案は原

案の通り可決いたしました。

次に災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外三租税關係法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨と内容を御説明申し上げます。

本法律案は、今回の税制改正に因連して所得税、相続税、富裕税法等の災害減免に関する規定を整備しようといふのであります。すなわち所得税改正法案におきましては、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により流動資産以外の資産について損失を受けまして、その損失額が納稅義務者の所得金額の十分の一を超過する場合、その超過額を所得金額から控除することとし、また流動資産については災害等による損失を事業所得の経費と見る建設前をとつているのであります。しかれまして、翌二十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、各委員より、田建取引の構想、外国人の本邦内事業活動等の具体的な内容等について質疑が行われ、政府委員よりそれへ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存します。

次いで討論を省略し採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案についてその趣旨と内容を御説明申し上げます。

本法律案は、今回の税制改正に因連して所得税、相続税、富裕税法等の災害減免に関する規定を整備しようといふのであります。すなわち所得税改正法案におきましては、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により流動資産以外の資産について損失を受けまして、その損失額が納稅義務者の所得金額の十分の一を超過する場合、その超過額を所得金額から控除することとし、また流動資産については災害等による損失を事業所得の経費と見る建設前をとつているのであります。

なお今回所得税及び法人税につき線越控除の制度が創設しない拡張されることと同様とし、また女子の身体を検査する場合には成年の女子の立会人を要することととする等が改正の要点であります。その他の改正事項といたしましては、所得税法の改正に伴いまして必要な整備を行ふこととするとともに、その額を日歩三十步二十銭の割合で徴収することととて、また納稅者が強制執行、破産を受けた部分の価額を控除した金額によりこれを計算することとし、また災害を受けた場合における相続税の减免を受けるものであります。

なお今回所得税及び法人税につき線越控除の制度が創設しない拡張されることと同様とし、また女子の身体を検査する場合には成年の女子の立会人を要することととする等が改正の要点であります。その他の改正事項といたしましては、所得税法の改正に伴いまして必要な整備を行ふことととて、また納稅者が強制執行、破産を受けた部分の価額を控除した金額によりこれを計算することとし、また災害を受けた場合における相続税の减免を受けるものであります。

次に國稅徵收法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

現下の困難な経済諸情勢のため、最も甚大な被害を受けた者につきましては、個人及び法人を通じて、その年に於いて控除できなかつた損失額を、被害を受けた年の翌年から三年間、必要に於ける場合に於ける給與所得につきその全額を差し引くこととし、その施行の実情にかんがみます。すなわち、延滞金制度の合理化及び差押

税額に改めるとともに、その額を日歩四銭の割合で整減することとし、なおその最高限を滞納税額の5%相当額に制限せんとするのであります。

次は差押禁止物件の追加です。すなわち俸給、給料、賃金等のいわゆる給與所得につきその全額を差押えることは苛酷となる実情を考慮し、滞納者の受けける給與所得のうち七五%相当額の部分はこれを差押えることができないものといたします。

次に過誤納となりました國稅等を積と地方稅の徵收上の順位を改正する等、同法に所要の改正を加えようといふのが、本法律案の趣旨であります。

すなわち、まず國稅徵收の順位につきましては、從米國稅は他のすべての公課及び債權に優先して徵收することに改めようというのであります。

その他の差押え財産を隨意契約によつて売却することができる場合を若干拡張する等所要の改正を行うとともに、租税の賦課徵收に関する处分分また税制改正に伴い地方稅の重要性が著しく増大いたしましたので、國稅と地方稅とは原則として同順位で徵收することとし、ただ國稅または地方稅の滞納のため財產の差押えをしたときは、

まず改正の第一点は通告処分の履行期限の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

期の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

期の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

期の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

期の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

期の延長であります。間接税に関する規定を設け、課稅時期後、申

次に国税の延滞金等の特例に関する法律案について御説明いたします。

今回所得税法の一部を改正する法律案外各國税に関する法律案等におきまして、本年四月からは、従来の国税に対する延滞金及び加算税に關する制度を合理化いたしまして、その日歩を軽減いたすことになっているのであります。本法律案は、さらに最近の経済情勢にかんがみ、本年一月一日にさかのばつてその日歩を軽減しようといふあります。すなわち、本年一月一日から三月三十一日までの期間に対する延滞金は、従来の日歩二十銭を八銭に改め、また所得税、法人税、相続税及び通行税の同期間にに対する加算税は、日歩十銭を四銭に改めることとし、なお本年四月以降利子税の制度に改められない非戦災者特別税、有価証券移転税及び取引高税の加算税についても、本年一月一日以後のものは日歩四銭に改めようといふのであります。しかして、すでに延滞金または加算税を従来通りの日歩で納付しましたは徵收いたしておりますときは、その過納となる分を未納の国税等に充当するか、または請求に基いて還付することにしておられます。

なお以上の諸法律案は、いずれも四月一日より実施せんとするのであります。次に審議の経過について申し上げます。この四法律案につきまして、二十

四日及び二十五日、まず政府委員より

提案理由の説明を聽取し、次いで質疑に入り、各委員より熱心なる質疑がありました。それらの質疑応答の内容に關しましては速記録を参照願うこととして、ここでは御報告を省略いたしました。

次いで二十九日、質疑を打切り、ただちに討論採決に入りました。まず川島委員は日本社会党を代表して、災害被害者に対する減免法律案に関しては、いと存じます。

もつと基準を改めるべきであり、延滞金等に関する特例及び他の二法律案についても、改正の方向は了とするとても本法に反対するがゆえに本法律案に対しては反対である旨討論せられました。

かくて討論を終局し、四法律案一括採決に入りましたところ、起立多数をもつて、いずれも原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。田中

織之進君。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程に相なりました四法案に対しまして、きわめて不徹底であるから、これまた賛成したい等により四法律案に反対する旨

討論せられ、次に三宅委員は自由党を代表し、いずれも賛成する旨述べられ、

あり、いずれも賛成する旨述べられ、

次に河田委員は日本共産党を代表し、災害者に対する減免に関しては、なさ

ざるにひとしいものであり、延滞金等

の特例法については、本来延滞金等に同意しがたく、またこの程度ではな

くいうのであります。

次に宮腰委員は民主党を代表し、災害

に関する法律の一部を改正する法律案について見ましても、総所得金額が十五万円以下であるときには当該所得総額に対して全部免除することの規定が

行われておりますけれども、現在の貨幣価値の段階におきまして、また近く行われるところの資産再評価等の関係率をもつていたしましては、零細な所

得者に対する災害を受けた場合の租税の面における救濟ということには決して及ばないのであります。

さらに問題は、経過的な規定に若干見ることになりますけれども、二十四年度以前の災害によって被害を受けた者に対する租税の面における救濟の経過規定がきわめて不十分である

ことによって、災害被害者に対する租税の減免等に関する改正法律案について

思ふのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

今回の国税徵收法の一部を改正する法律案三件の国税に関する改正

法律案につきましては、もちろんその改正の方向につきましては、われくへ

はあえて反対すべき理由を見出さない

のでありますけれども、問題は、この改正の方向につきましては、われくへ

はあえて反対すべき理由を見出さない

のであります。

さらに国税徵收法の一部を改正する法律案につきましては、ある程度民主化の方向に進んで参つております。これ

りましては、たとい從来日歩二十銭のものが八銭に引下げられたとしても、これは過重なる負担であります。しかしながら、十分能力のある者が、たとえば源泉徴収に関する勤労所得税等

の滞納を行つておる事実に対しましては、これはむしろ税務署のから金を借りた方が安いという考え方がすでに出ておる。二十銭から八銭に引下げるということによつて、税務署から金を借りるという声が出ておる。今日日歩十五銭だとか二十銭とかいう高利の金を使つておる面から見ますならば、そういうことが言えることによつても

わかりますように、われくへは、この程度の改正によつては決してこの二重課税という弊害が除かれるものではないといふ見地に立つて、これに對しましては反対をいたします。

さらに国税徵收法の一部を改正する法律案につきましては、ある程度民主化の方向に進んで参つております。これは私のあとに立つて討論せられるであろう自由党の三宅君が、声を大にして

この改正をほめそやすでありますけれども、これは当然のことでありま

す。しかしながら、大体われくへは、延滞金といふような名目でとるものは

合算的な二重課税だと思う。われくへ

は、根本的にこの二重課税には反対す

るといふ建前から、この程度の延滞金利

の引下げということについては全面的に賛成をするわけには行かないのです

あります。今日零細な滞納をせざるを得

ないような状態に置かれておる者にとってあります。あるといふのが、われくへの反対の根柢でござります。



得たいと思います。

に地方財政の改正はいたされたといえども、国税をしてこれら各方面の優先的

現に各地の農村におきましては、税務署自体が確定申告の額まで記入して、

の中小企業がどんづく破壊され、おまけに生活に食い込むところの重税が

あります。この点は八千万国民とともに歓迎すべき点であるということを信ずる次第であります。(拍手)

この四法案を通覽いたしますところ、多年税務行政は官吏の一方向的独善によつて決定せられておつて、納稅の怨嗟の的となつておつたのであります。ですが、今回の改正によりまして合理的制度に改まり、民主的な課税及び徵收と相なつたのであります。災害者の特例といふ、また国税犯則取締法といふ、延滞金の特例といふ、国税徵收法の一部改正といふ、まことに時に適し、国民の欲する改正を断固勇敢に実施いたしました点は、わが自由党といふ、たしまして絶対多数の威力と申し上げるべく、八千万国民とともに賛意を表する次第でござります。(拍手)

以上をもちまして、四法案に対しまして、自由党を代表いたしまして賛成討論をいたした次第であります。何とぞ満堂の諸君の御賛成を賜わらんことを期待いたしてやみません。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 橋本金一君。  
〔橋本金一君登壇〕

○橋本金一君  
民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております各案件に対し反対の意を表します。

大体内容並びに数字につきましては、ことに自由党の代表から感謝感激のうちに詳細にお述べになりましたから、つとめて簡単に私は反対の一、二を申し述べまして、皆さんの御了解を

私はございますが、最も重要な点は、あまことに納稅者を奴隸視しておらないかという点があるのであります。從来は、一応調査あるいは検査の場合におけることは、一般的の地方の実情を無視してはおらぬが、たゞ国税を徴収せんがための徴収法である。また、それに対する差押さえ、公売に対する制度を見ましても、

従来大蔵大臣は、常に、差押さえ、公売に対する強制あるいは税金を徴収するのに差押さえ等はできるだけ避けべきことを言明しておるにかかわらず、法の改正によつてこれを強化する事実は

最初の申告が三千万円くらいになつて來ておるという例は多々あるのであります。こういう今日の税務署のやり方

に對し異議申請をすれば、こういうものは、ほとんど調査をせず、ただちに差押さえ、競売をやつております。大蔵大臣は、じたばたしてもしようがないと言つて、じたばたしながら死んで行く人は相当あつたはずであります。(発言する者あり、拍手)従つて與党の諸君で――大蔵委員会におきましては、今日の徴税のやり方に対し、また税務署の執行に対し、すべての議員が国税局長官その他大蔵当局に対して非常に強硬な質問をやつておられるのであります。

子に対して何らこれを保護するの方法をとらずして、いたずらに検査に向うとか、あるいは鎌前とか、とびらといふものも自由に税務官吏によつてこれが行い得るというに至りましては、私は、あまりにも納稅者を奴隸視するのではないかということを考えざるを得ないのであります。

以上の理由によつて、民主党を代表して絶対反対の意を表します。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) 河田賢治君。  
〔河田賢治君登壇〕

○河田賢治君  
ただいま上程されました五法案に対しまして、私は日本共産党を代表して反対の討論を述べんとするものであります。特に上程されまし

た五法案に対しまして、私は日本共産党を代表して反対の討論を述べんとするものであります。特に上程されまし

た五法案に対しまして、私は日本共産党を代表して反対の討論を述べんとするものであります。特に上程されまし

た五法案に対しまして、私は日本共産党を代表して反対の討論を述べんとするものであります。特に上程されまし

た五法案に対しまして、私は日本共産党を代表して反対の討論を述べんとするものであります。特に上程されまし

行くといふことが、この新しい執行におきまして搜査その他の執行に法律に追加されておるのである。

おいては、先ほども申しましたように、決して今日の徵税官吏はこのような法律を厳格に守る意思のないことは明らかである。従つて、すべてにおいてこの但書の方を適用しまして、すなはち婦人に對して身体の検査をすることがであります。(発言する者あり、拍手)こ

ういうふうに、今日わたくし日本の基本的な人権すらも無視するところの法規をこの法律の中に織り込むといふことは、いかに今日の徵税方法が、先ほど申しましたように暴力的、ファシ

ス的になりつつあるかといふことを明らかに物語つておる。

さらに国税徵收法の方におきましても、労働者の給與所得から、たとえば七割五分以下に対してもやられが、それを越えた場合は差押えをすることができるとうつておる。ところが、今日御承知のように、税を引かなくても、まるどりしても、今日の賞金では貯えないのが現在の状態である。しかるに、税金が少し遅れたからといつて、七割五分以上の者に対しても差押えができる。すなわち、生活の保障もせず、生活の安定もさせずして、税金だけはどんづと生活に食い込むよう

な税金をとりながら、さらに税金を納めなければ、これすらも差押えをして

べことした官僚的な、あるいは專制的な方向に向いており、そして徵税の機構においても、それが一環をなして強化されるのであります。従つて私は、特に國稅犯則取締法及び國稅徵收法の一部を改正する法律案の反対論述を明らかにして、ここに上程されまし

た五つの法案に対して反対の意を表明するものであります。(拍手)

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

る。裁判の手続きその他のことについても、裁判所に出ても勝てぬのだ、こう言つておどかしておる。こういう現在の徵税

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

る。裁判の手続きその他のことについても、裁判所に出ても勝てぬのだ、こう言つておどかしておる。こういう現在の徵税

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

る。裁判の手続きその他のことについても、裁判所に出ても勝てぬのだ、こう言つておどかしておる。こういう現在の徵税

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

る。裁判の手続きその他のことについても、裁判所に出ても勝てぬのだ、こう言つておどかしておる。こういう現在の徵税

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

る。裁判の手続きその他のことについても、裁判所に出ても勝てぬのだ、こう言つておどかしておる。こういう現在の徵税

官吏のおどかしが、すなはち今度の法律の中には、これが合法化されまして、国税徵收法の中にやはり入つてお

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)の一部を次のとおりに改正する。

第一條第三項第十四号中「昭和二十一年四月一日から」を「昭和二十六年四月一日から」に改める。

第七条 国家公務員法の一部を改正する法律案(人事委員長提出)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

りて五案とも委員長報告の通り可決いたしました。

〔玉置實君登壇〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

ります。五案を委員長の報告通り決

するに賛成の諸君の起立を求めて

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

りて五案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 日程第七は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 日程第七は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(岩本信行君) 日程第七は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

致をもちまして、これが延長を適當と認めまして、本法案の提出を決定いたしましたような次第でございます。何とぞすみやかに御審議の上、各位の御賛成をお願い申し上げる次第でございます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 違いと

認めます。よつて本案は可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 輸出信用保険法案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなはち、内閣提出、輸出信用保険法案を議題としない。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議あらませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議あらませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。

○副議長(岩本信行君) 日程第十四号中「昭和二十五年四月一日から」

とあるのを「昭和二十六年四月一日から」に改めようとするものであります。

人事委員会におきましては、全会一

(目的)

輸出信用保険法案

輸出信用保険法案

致をもちまして、これが延長を適當と認めまして、本法案の提出を決定いたしましたような次第でございます。何とぞすみやかに御審議の上、各位の御賛成をお願い申し上げる次第でございます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 違いと

認めます。

○副議長(岩本信行君) 輸出信用保険法案(内閣提出)

第一條 この法律は、政府が再保險を行ふことにより、輸出貿易において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危險を保険する制度を確立することによつて、輸出貿易の振興を図ることを目的とする。(再保險契約)

第二條 政府は、会計年度ごとに、保険会社(外国保険事業者に關する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)第三條第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた外国保険事業者を含む。以下同じ。)を相手方として、当該保険会社がその会計年度内に引き受けける輸出信用保険を再保險する契約(以下「再保險契約」という。)を締結することができる。

2 再保險契約の保険料率は、再保險契約に基いて政府の支拂う保

金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償うよ

うに、政令で定める。

3 再保險契約に基いて保険会社が

輸出信用保険契約に基いてん

補すべき額と同額とする。

4 政府は、保険会社がこの法律

(これに基く命令を含む。)の規定

又は再保險契約の條項に違反したときは、再保險契約に基く保険金の全部若しくは一部を支拂わず、

保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて再保險契約を解除することができる。

5 政府は、取引上の危険が大であ

るとき、その他この法律による再

保險事業の經營上必要があるとき

は、将来にわたつて、再保險を引

き受ける輸出信用保険の保険金額

を制限し、又は再保險の引受をし

ないことができる。

6 政府は、再保險契約に基いて支拂うべき保険金の總額が国会の議決を経た金額をこえない範囲内に

おいて、再保險契約を締結するものとする。

(輸出信用保険)

第三條 輸出信用保険は、輸出契約(本邦内で生産、加工又は集荷される貨物を輸出する契約であつて、政令で定めるものを除く。以下同じ。)に關し左の各号の一に該当する事由によつて輸出者が受けた損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)をてん補する損害保

險とする。

一 輸出貨物の代金の返済につい

て、輸出契約の成立後新たに外

国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 輸出契約の成立後新たに仕向

国において実施される輸入の制

限若しくは禁止又は輸入許可の取消

保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて再保險契約を解除することができる。

四 前各号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができるもの。

五 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)による輸出の承認の取消

又は輸出契約の成立後新たに実施される輸出の制限若しくは禁止

止

一 輸出者が当該事由の発生によ

り輸出契約の履行を免れたため

に支出を要しなくなつた金額

回収し得べき金額

三 仕向国における戰争、革命又は内乱

四 前各号に掲げるものの外、本

邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰

することができる。

五 政府は、取引上の危険が大であ

るとき、その他のこの法律による再

保險事業の經營上必要があるとき

は、将来にわたつて、再保險を引

き受ける輸出信用保険の保険金額

を制限し、又は再保險の引受をし

ないことができる。

六 政府は、再保險契約に基いて支

拂うべき保険金の總額が国会の議

決を経た金額をこえない範囲内に

おいて、再保險契約を締結するものとする。

(輸出信用保険)

第三條 輸出信用保険においては、

輸出契約で定める輸出貨物の代金の額を保險金額とする。

2 輸出信用保険契約の保險金額が

保險金額に百分の八十の範囲内に

おいて政令で定める割合を乗じて

得た金額をこえるときは、そのこ

れる部分については、その契約

は、無効とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定によ

る申立を受けたときは、省令で

定める手続に従い、公開による聽聞を行い、申立を受けた日から五

十日以内に決定し、申立人に対し

その旨を通知しなければならぬ

とする。但し、補欠の委員は、前任者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、関係各庁の職員及び貿易又は保險に関する学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、会長として会務を總理する。

3 委員は、関係各庁の職員及び貿易又は保險に関する学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命された委員の任期は、二年とする。

任者の残任期間を在任する。

2 委員は、非常勤とする。

第十條 審議会の庶務は、通商産業省通商振興局において処理する。

附 则

第一條 通商産業大臣(第一号については、通商産業大臣及び大蔵大臣)は、左に掲げる行為をしようとするときは、審議会に諮詢しなければならない。

一 第一條第二項又は第四條第二項の規定に基く政令案の立案

二 第三条の規定に基く政令案の立案

三 第一條第四項又は第五項の規定による措置

四 再保險契約の決定又は変更

五 審議会は、この法律の運用に関する決定及び第二條第四項

の規定による措置について不服があるときは、通商産業大臣に対し、その旨を申し立てることができる。

第六條 通商産業大臣は、再保險契約に基く政令で定める割合を乗じて、その旨を申し立てることができる。

第七條 審議会は、通商産業大臣及び委員九人以内で組織する。

第八條 審議会は、通商産業大臣及び委員は、会長として会務を總理する。

第九條 委員は、関係各庁の職員及び貿易又は保險に関する学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命された委員の任期は、二年とする。

任者の残任期間を在任する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

二 輸出契約の成立後新たに仕向

国において実施される輸入の制

限若しくは禁止又は輸入許可の取消

三 仕向国における戰争、革命又

は内乱

四 前各号に掲げるものの外、本

邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰

することができる。

五 政府は、取引上の危険が大であ

るとき、その他のこの法律による再

保險事業の經營上必要があるとき

は、将来にわたつて、再保險を引

き受ける輸出信用保険の保険金額

を制限し、又は再保險の引受をし

ないことができる。

六 政府は、再保險契約に基いて支

拂うべき保険金の總額が国会の議

決を経た金額をこえない範囲内に

おいて、再保險契約を締結するものとする。

(輸出信用保険)

第三條 輸出信用保険においては、

輸出契約で定める輸出貨物の代金の額を保險金額とする。

2 輸出契約で定める輸出貨物の代

金の額を保險金額とする。

3 同一の輸出契約について数個の

輸出信用保険契約がある場合にお

いて、その保険金額の合計額が前

項に規定する金額をこえるとき

は、各保険者の負担額は、その各

自の保険金額の割合によつて定め

る。

4 政府は、保険会社がこの法律

(これに基く命令を含む。)の規定

又は再保險契約の條項に違反した

ときは、再保險契約に基く保険金

の全部若しくは一部を支拂わず、

第五條 輸出信用保険においては、

保険会社がてん補すべき額は、保険金

額のうち第三條各号の一に該当す

る事由により輸出者が輸出契約に

着手する。

2 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のよう改正する。

第二十二条第一項の表中 「輸出検査審議会」—輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。」を「輸出検査審議会」—輸出信用保険審議会

「輸出検査審議会」—輸出信用保険審議会

「輸出検査審議会」—輸出信用保険に関する重要な輸出条件及び他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

要事項を調査審議すること。」に改める。

輸出信用保険法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君　ただいま議題となりました輸出信用保険法案につきまして、委員会における審議の概要並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のことく、本法律案は、やきに第六臨時国会におきまして審議未了と相なりましたもので、その後構想を新たにいたしまして、今回再び委員会に御報告申し上げます。

今日の対外取引は、國際情勢の変動等に伴いまして経済上及び政治上の諸制約を受けるものでありまして、従つて国内取引とは比較にならない大きな危険が伴うものであります。そこで、輸出業者は取引上の不安に悩まされながら輸出契約の締結並びに輸出品の生

産、集荷等に当らなければならなかつたのであります。従いまして、金融機関の輸出業者に対する資金の融通も、おのずからきわめて消極的とならざるを得なかつたのであります。これが輸出仲長に著しい障害を與えておつたのであります。よいて、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保険する制度を実施することによりまして、輸出貿易の危険をある程度保障いたしました。第六臨時国会におきましては、輸出業者並びに関係生産業者の取引を活発に行わしめ得る体制を確立することが刻下緊急の要務であります。また、法案の趣旨を御説明申し上げます。

次に本法律案の要点を申し上げます。第一に、取引契約をなさなければ、たゞにこれを保険の対象となし得るものであつて、輸出業者は民間保険会社と保険契約を結び、政府がこれを全額再保険するものであります。しかしも、かかる輸出契約の締結並びに輸出品の生

が受けける損失を補填する損害保険であります。第一は、通常の保険によつては救済するとのできない危険を保障する制度を確立しているのであります。

第三として、損失補償の額は契約額の八〇以下の範囲内とし、業者が保険を希望する場合に納める保険料率は、保険期間三箇月、千分の六を基準とすることになります。

以上が本法律案の要旨及び要点でありますとして、三月八日委員会に付託となりまして、三月九日委員会に付託となりました。

○風早八十二君登壇

私は、日本共産党を代表して、ただいま上程になりました

十二日及び二十四日の二日間にわたりまして、政府委員との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参考願いたいと存じます。

続いて三十日に補充質疑を行い、討論に入りましたところ、自由党中村幸八君より、将来においては貿易業者に対する手厚い国家的保護を與えることを期待いたしたい、さらにこの種補償法としては、まだ完璧とは申しがたいが、政治的不安の濃厚な仮印、台湾等に対する輸出業者にとつては待望の法律案であると言ひ得るのであらま

す。

たとえば、ここに朝日新聞の三月十六日号がありますが、これによつてましたローガン構想も、日英協定貿易におきまして明瞭に示されましたよう

に、輸入だけはしたけれども、輸出は

完全に締め出されてしまつた。周知のように、食糧を初め外国の過剰商品が陸

続と押しつけ輸入をされているのが実情であります。こういふ貿易不振といふことは、決して片々たる小手先の対

応答が行なわれたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参考願いたいと存じます。

続いて三十日に補充質疑を行い、討

論に入りましたところ、自由党中村幸

八君より、将来においては貿易業者

に対する手厚い国家的保護を與える

ことを期待いたしたい、さらにこの種

補償法としては、まだ完璧とは申し

がたいが、政治的不安の濃厚な仮印、台湾等に対する輸出業者にとつては待望の法律案であるだけに、すみやかに実施する必要があるといふ趣旨の賛成意見の開陳があり、次いで日本社会党坂本泰良君より賛成、日本共産党原八十二君よりは反対の討論がありましたが、これと反対の討論がありまし

す。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 討論の通告がありまし、これを許します。風早八十二君。

〔風早八十二君登壇〕

私は、日本共産党を代表して、ただいま上程になりました

十二日及び二十四日の二日間にわたりまして、政府委員との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参考願いたいと存じます。

第一に、政府が現在の危機のただ一つの切抜け策として鑑みをかけておりましたローガン構想も、日英協定貿易におきまして明瞭に示されましたよう

に、輸入だけはしたけれども、輸出は

完全に締め出されてしまつた。周知のよ

うものは、決して片々たる小手先の対

応答が行なわれたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参考願いたいと存じます。

続いて三十日に補充質疑を行い、討

論に入りましたところ、自由党中村幸

八君より、将来においては貿易業者

に対する手厚い国家的保護を與える

ことを期待いたしたい、さらにこの種

補償法としては、まだ完璧とは申し

がたいが、政治的不安の濃厚な仮印、

台湾等に対する輸出業者にとつては待

望の法律案であるだけに、すみやかに

実施する必要があるといふ趣旨の賛成

負担に帰着するところのもとに、輸出業者並びに保険業者の輸出不振に対する怨嗟、反撃をそらそらとするのが、この法案の目的であります。

第二、中国、北朝鮮、ソビエト同盟、その他これらの近接有利な地域の貿易と、いうものは完全にボイコットして、民族解放闘争の高揚で、かのジエサップ大使をして絶望的な状態であると言わしめた東南アジアを中心として、南鮮、台灣を対象として、これに戰略物資の供給をやる、それによつて生じた損害をこの法案で補償しようとするものであります。

第三、中國、北朝鮮、ソビエト

同盟、その他の近接有利な地域の貿易と、いうものは完全にボイコットして、民族解放闘争の高揚で、かのジエサップ大使をして絶望的な状態であると言わしめた東南アジアを中心として、南鮮、台灣を対象として、これに戰略物資の供給をやる、それによつて生じた損害をこの法案で補償しようとするものであります。

第一に、政府が現在の危機のただ一つの切抜け策として鑑みをかけておりましたローガン構想も、日英協定貿易におきまして明瞭に示されましたよう

に、輸入だけはしたけれども、輸出は

完全に締め出されてしまつた。周知のよ

うものは、決して片々たる小手先の対

応答が行なわれたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参考願いたいと存じます。

続いて三十日に補充質疑を行い、討

論に入りましたところ、自由党中村幸

八君より、将来においては貿易業者

に対する手厚い国家的保護を與える

ことを期待いたしたい、さらにこの種

補償法としては、まだ完璧とは申し

がたいが、政治的不安の濃厚な仮印、

台湾等に対する輸出業者にとつては待

望の法律案であるだけに、すみやかに

実施する必要があるといふ趣旨の賛成

意見の開陳があり、次いで日本社会党坂本泰良君より賛成、日本共産党原八十二君よりは反対の討論がありまし

いる点であります。これは完全に恐慌輸入を促進するために例の飢餓輸出を促進することを意味しております。

第四に、この法案により政府が保険会社をして保障することは、実は今度この法案に規定してありますように、外国保険会社が国内の保険会社と同様の立場で活動できることになり、現に問題になつてゐる外国保険会社の進出が一層促進され、これに対する隸屬化が促進されるという結果になる点であります。

以上私は、日本政府の自主性の回復、民族の独立こそが貿易の不振を解決するただ一つの解決策であるということを指摘し、吉田内閣の手によつて行われる戦争挑発に占拠をかづこうとするようなこの法案には絶対反対の意を表明するものであります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

輸出信用保険特別会計法案(内閣提出)

○山本謙夫君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。十なわち、内閣提出、輸出信用保険特別会計法案を議題となし、この際委員長の報告を求めて、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

輸出信用保険特別会計法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事北澤直吉君。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

第五條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付します。大蔵委員会理事北澤直吉君。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

輸出信用保険特別会計法案(内閣提出)

○山本謙夫君 議事日程追加の緊急動

属収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に關する経費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところに依り、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

第三條 この会計は、通商産業大臣による規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は

第九條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(剩余金の繰入)

第十條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(起債、償還等の事務)

第十一條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十二條 第十二條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に關する事務は、大蔵大臣が行う。

第十三條 前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券の起債、償還等に關する事務は、大蔵大臣が行う。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の発行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出来未済額の繰越)

第十五條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができます。

2 前項の歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(預金部の預け入れ)

第十二條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができ

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四

号) 第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

## (実施規定)

第十六條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

この法律は、輸出信用保険法施行の日から施行する。

輸出信用保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

## 〔最終号の附録に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 ただいま議題となりました輸出信用保険特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、今国会に提出されておりました輸出信用保険法案によつて輸出信用保険制度が実施されましたが、新たに輸出信用保険特別会計を設けて一般会計と区分し、その経理の状況を明確にするために提出になつたものであります。

次にこの法案の要点を申し上げます。この特別会計は通商産業大臣が管理し、その資本は予算の定めるところにより一般会計より繰入れ、その歳入は一般会計よりの繰入金、保険料及び附屬収入とし、その歳出は保険金、事務取扱費その他の諸費とし、損益計算上の利益または損失は翌年度に繰越して整理することといたしております。この法案は、三月八日、本委員会に付託されましたし、十四日、政府委員よ

り提案理由の説明を聴取し、十七日及び二十三日の両日、各委員より熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれへ答弁がございましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、本日討論に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して、現在の貿易関係が対等でない等の理由で輸出信用保険法案に反対である立場よりこの特別会計法案にも反対である旨を述べられ、北澤委員は自由党を代表して、現

在の貿易関係が對等でない等の理由で輸出信用保険法案を支持する立場よりこの特別会計法案にも反対である旨を述べられ、北澤委員は自由党を代表して、日本再建の基礎である輸出振興に寄與すること大である輸出信用保険法案に賛成である立場よりこの特別会計法案に賛成する旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、輸出信用保険制度を輸出補償制度に進展すること等の希望條件を付して賛成の意を表せられました。

次いで採択いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。

○副議長（岩本信行君） 投決いたしまさ。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この法律は、公布の日から施行する。

○政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第一條第二項中「昭和二十九年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改める。

## 附 則

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案といたしました。委員長の報告を求めます。人事委員会理事藤枝景介君。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案といたしました。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

不し、この陸委員長の報告を求めて、その審議を進められたることを認めます。本法案は提出されたのであります。本法案は、三月八日、本委員会に付託になり、同二十七日、提案理由の説明を聴取し、二十九日、三十日質疑を行いましたところ、各委員より熱心な御異議ありました。竹村委員は、山本君の動議にて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案といたしました。委員長の報告を求めます。人間委員会委員長の報告を求めます。人間委員会委員長の報告の結果、質疑の中心となりました点を申し上げますれば、現行ベースの妥当性、すなはち人事院の勧告にもかわらず給與ベースを何ゆえに改訂しました。増田官房長官より、過去においてはインフレを遁形して給與ベースの引上げが行われて来ましたが、今日経済安定政策の効果が上つてゐる際には、不十分対し増田官房長官より、過去においてはインフレを遁形して給與ベースの引上げが行われて来ましたが、今日経済安定政策の累積があるにもかかわらず、最低生活の保護する考慮されていない点等を指摘してこれに反対せられました。

以上をもつて討論を終結し、続いて

探決入り、起立多数をもつて本法案を可決すべきものと認決いたしました。

○副議長（岩本信行君） 訓諭の通告があり〼。頼次これと許します。松澤

## 象人君。

## 〔松澤象人君登壇〕

○松澤象人君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました政府職員に対する新給與実施に関する法律案の一部を改正する法律案に対する意見を述べます。新給與は結局国民の負担能力によるものであつて、給與基準は財政経営を考慮して決定する必要があら、現状の賃金ベースを引き下げる意思はない旨答弁がありました。

○副議長（岩本信行君） 賛成です。松澤象人君の答弁があります。頼次これと許します。

## 〔藤枝景介君登壇〕

○藤枝景介君 ただいま議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第一條第二項中「昭和二十九年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改める。

○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

われ／＼は、昨年十二月の人事院勧告七千八百七十七円ベースを十一月一日より実施するといふ立場、國庫以降

賃金、日本社会党を代表して松澤象人

より、給與水準、民間経済との均衡、地域給その他内容において是正すべき幾多の点を有しながら現行のまま單に問題を解決することにならない点、給與政策に一貫性がない点等を指摘してこれに反対、民主党を代表して中曾根委員よりは、法律秩序の擁護の立場から、また財政経済上の点からこれに反対、日本共産党を代表して土橋委員よりは、國家公務員の生活の実態は赤字

の累積があるにもかかわらず、最低生活の保護する考慮されていない点等を指摘してこれに反対せられました。

以上をもつて討論を終結し、続いて

探決入り、起立多数をもつて本法案を可決すべきものと認決いたしました。

○副議長（岩本信行君） 訓諭の通告があり〼。頼次これと許します。松澤象人君。

○松澤象人君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました政府職員に対する新給與実施に関する法律案の一部を改正する法律案に対する意見を述べます。新給與は結局国民の負担能力によるものであつて、給與基準は財政経営を考慮して決定する必要があら、現状の賃金ベースを引き下げる意思はない旨答弁がありました。

○副議長（岩本信行君） 賛成です。松澤象人君の答弁があります。頼次これと許します。

## 〔松澤象人君登壇〕

われ／＼は、昨年十二月の人事院勧告七千八百七十七円ベースを十一月一日より実施するといふ立場、國庫以降

は九千七百円ベースを採用するといふ基本的な立場を持つておりますので、政府が人事院の勧告を無視し、漫然と六千三百七十円ベースの一年延期の法律

改正をなさざるとしているに深い不満の意を表明するものであります。

政府が六千三百七円ベースでえ置きの理由といたしまして、いわゆる給與白書に述べておるところによりますと、現行ベースが完全に実施されたのは昨年の三月であつて、実質賃金はそれ以来向上しておるというのであります。しかし、申しまでもなく新給與法は、独身青年男子職員の最低生活水準維持費を一昨年七月で計算したことは当初の勧告において明らかにされておるのであります。かつ新給與法は、六千三百七円ベースの実施期を昭和二十三年十二月一日から適用しておるのであります。政府が法律をつくら、現在に至つて、その完全実施の時期が昨年の三月であるというようなことを政府の公式文書において発表するがごときは、まことに奇怪千万といわなければならぬのであります。思ふに、かかるインチキの公表をなす魂胆は、昨年三月以来、経済諸指數がやや横ばいの傾向を示し始めたことによるのであります。事実の捏造であると申さなければなりません。

一昨年七月、すなわち六千三百七円ベース計算の基礎となりました数字に比較すれば、物価は昨年の七月において三七%の上昇を示し、民間給與との比較は、同じ期間に全工業平均賃金百九十五円と、そのまますく置かれました六千三百七円とを比較すれば、千五百八十八円の開きがあるのであります。国家公務員法第六十四條は、政府職員の給與は民間給與と均衡のとれたものでなければならないことを規定しております。申しますが、昨年四月現在のにおいて、人事院勧告によつても、三五%政府職員の方が民間給與よりも下まわつておることを示しておるのであります。しかし、申しまして、この國家公務員法の違反の見地から、われくは断固反対せざるを得ないのであります。これが反対の第一点であります。

さらに給與白書によれば、政府は今後の大み価格及び自由価格の値下りにより実質賃金は改善されると述べています。

反対の第二点は、政府に給與対策に関する一貫性がなく、さらに将来の見通しを欠いておるという点であります。昨年人事院の勧告を受けて以来、これを十分に検討することなく、ただかえつて改悪されて來るのであります。すなわち補給金の打切り、電燈料、家賃の値上がり等は労働者の生活をさらに圧迫するとともに、国税に値格の改訂によりますぐ騰貴し、実質賃金は改善されるどころか、なぜかならないのであります。思ふに、かかるインチキの公表をなす魂胆は、昨年三月以来、経済諸指數がやや横ばいの傾向を示し始めたことによるのであります。事実の捏造であると申さなければなりません。

一昨年七月、すなわち六千三百七円ベース計算の基礎となりました数字において多少の軽減はあるにしても、地方税においては、たとえば住民税が所得割と均等割によって課税せられる結果大増税となり、たとえば東京都において、十萬円の所得を有する独身者は、現行の税率の十倍ないし十四倍となるのであります。されど、固定資産の立場を失い、さらに専業裁定も、公労法第十六條第二項により不承認を求めるために国会に付議したのであります。かのようにいたしまして、公労法の精神を蹂躪し、さらに年度末手当を出すことのないようにして、返上を主張して、国会の審議を混乱せしめたのであります。かようにいたしまして、公労法の主義を棄し、日本の再建のために苦闘する政府職員諸君とともに、必ずや近づき日におきました、血のじむような叫びをもつて要求しております。九千七百円ベース実現の勝利の日があることを信じておるのであります。

以上をもちまして、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されない高額の花にすぎないのでありま

す。政府職員は、公共の奉仕者として、法に規定する労働基本権を制約され、そのためには国家公務員法その他により、人事院が給與、福利、利益を擁護する建前になつておりますことは、御存知の通りであります。政府は彈圧的手段を強行し、政府職員の幸福と利益を守ることにはまことに不熱心であります。これが現内閣の性格を物語る以外の何ものでもないと思るのであります。われくは、政府が給與裁定に關する見通しを示さず、給與内容が内外の独占資本家あるいは大企業家といふようなものの利益のために一般労働階級を收奪する基礎になつておりま

す。政府が六千三百七円ベースを将来一箇年にわたってすく置こうといふような法律案は、これは吉田政府が、これに付随する見通しを示さず、給與内容が内外の独占資本家あるいは大企業家といふようなものの利益のために一般労働階級を收奪する基礎になつておりま

す。

○副議長(岩本信行君) 土橋一吉君。

〔土橋一吉君登壇〕

○土橋一吉君 大だいま議題と相なつておりますが、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案について、私は日本共産党を代表して反対の意見を表明するものであります。

に二千三百十数円という賃金の開きがあるのです。本日も官房長官は、いや政府の方では、昨年十月には七千二百四十六円の給與をしていましたが、こうすることを公言いたしております。この超過勤務手当というものは、御承知のことく、労働者が自分の力によって普通の勤務時間以上に働いて取得する労働の対価であります。でありますから、これがベース賃金の基準になるような説明は、いかに誤っているかといふことは明瞭であります。

現在の公務員諸君の給與は、六〇%を占めています。六級以下の職員が、平均の給料におきましては五千六百三十九円であります。それを本給で平均比較しますならば四千二百九十六円というような低賃金で公務員諸君がおります。そこで失業は増大し、さらに企業は整備せられ——こういふ状況でありますと、失業は増大し、さらに私はない状態であります。昨日も、立川の職安に自由労働者諸君が押しかけて参ったのであります。

さらに、政府が六千三百七円ベースを議会において受諾いたしましたのは、これは一昨年の七月の資料に基いておるのです。たゞいまから見ると、当然私は、人事院の勧告をみてみると、当然私は、人事院の勧告といわば、昨年の七月の生活資糧考へて、かつての天皇制当におきまする度の給與は至当であると考えるのであります。(拍手)これは

ります。この人事院のきわめて陳述な、きわめて過少な勧告の七千八百七十七円ですら、吉田政府はこれをいれようとしないのです。こういう態度は、いよいよ公務員の生活を悪化せしめるものであります。かように私は断定しなければならぬと思うのです。

なお国家公務員法は、御承知のように公務員諸君の団体交渉権を否認をし、しかも罷業権を奪つておるのでありますから、当然人事院の勧告は政府が誠意をもつてこれをのみ、かつ国会においても、自由党の諸君は諒めながらも反対をしてこれを審議しなければならぬと思いますが、この審議の過程において、自由党は常に給與改訂については反対をし、会議を遅延しておきましても、大衆課税はただ歳入面におきましても、大衆課税はす方向に使つておるものであります。また

歳入の七割六分を占めておりますが、政府がこのたび行つております補給金の削減と電気料金の値上げと、さらに地方税の増強によりますならば、おそらく労働階級はもう生きて行けない。昨今「町行がば首つる商人、村行かば娘売る農民、徵稅の辺にこそ死なめ、政府は顧みもせ」などといふ歌があるのです。これはまさに吉田政府のこの政策をはつきりと表明しているのであります。

人事院の人事官もおられます。が、人事院の國家公務員法について出しておられたおるのであります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

北海道開発法案(内閣提出)  
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなはち、内閣提出、北海道開発法案を議題とし、

第三條 関係地方公共団体の意見の申出  
計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることがある。

(北海道開発庁の設置)

第四條 国家行政組織法(昭和二十一年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、總理府の外局

によく吉田政府の実質的な軍事基地化の方向に参りますが、これが全労働階級の低賃金の方向のしわ寄せでございます。あります。ありますから、地方公務員も、公共企業体労働関係の労働者も、全日本の民間産業労働者も、このようにそれが軍事基地化と植民地的なります。

も、委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

北海道開発法案を議題としたしまして。委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

### 北海道開発法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

### 北海道総合開発計画

第二條 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、事業を昭和二十六年度から当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。

第三條

この法律は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

第四條

開発計画は、北海道における土



案は北海道開発局の準備の都合上、本年六月一日からこれを施行しようとす

るものであります、現に事實上設けられてあります北海道開発審議会に、それまでの間その機能を發揮せしむべく、これを法制化して総理府設置法の一部を改正し、四月一日からこれを施行する旨を附則において規定しております。

本案は、三月二十五日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、建設委員会とも連合審査会を開いて質疑を重ね、慎重審査を行いましたが、建設委員会からは、地方計画を開設画に先行せしめることは妥当でないから、すみやかに総合国土開発法案の提出を求め、両々相まって國土の復興に寄與されるよう考慮せられたい旨の申し入れがありました。

三月三十日、討論に入りました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。が、その中で、新憲法の精神から言えば立法院と行政府とは嚴にその混淆を避くべきであつて、この点から北海道開発審議会に國の最高意思を決定すべき重大職責を有する衆参両議員を含ましめるることは妥當でないとの意見があつたことを御報告いたしておきました。

かくして採決の結果、多數をもつて原案の通り可決いたした次第であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は譲りました。明三十一日は定期より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたしました。

#### 午後四時二十六分散会

出席國務大臣  
内閣總理大臣臨時代理厚生大臣 林 譲治君  
労働大臣 鈴木 正文君  
建設大臣 益谷 秀次君  
出席政府委員  
内閣官房副長官 菅野 勝九君  
人事官 山下 錦一君  
地方自治政務次官 小野 哲君  
地方自治厅次長 萩田 保君  
大蔵政務次官 水田三喜男君  
厚生技官 石橋 卯吉君  
通商産業政務次官 宮崎 雄君  
労働事務官 賀來才一郎君  
「朗読を省略した報告」  
一、去る二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

法律  
下級裁判官の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律  
少年院法の一部を改正する法律  
外務省設置法の一部を改正する法律  
「朗読を省略した報告」  
一、去る二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

法律  
原議長宛、參議院は青木均一君を国家公安委員に任命することに同意しました。旨の通知書を受領した。よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。  
一、昨二十九日佐藤參議院議長から幣原議長宛、參議院は金刺不二太郎君及び小澤二郎君を地方自治委員に任命することに同意した旨の通知書を受領した。

理事 林 百郎君(理事山本茂夫君去る十一月一日委員) 辞任につきその補欠  
理事 植熊 三郎君(理事植熊二郎君去る一月二十三日委員) 辞任につきその補欠  
「朗読を省略した報告」  
一、去る二十九日佐藤參議院議長から幣原議長宛、參議院は大久保太三郎君を外國為替管理委員会の委員に任命

命することに同意した旨參議院に通知した。

を外國為替管理委員会の委員に任命することに同意した旨の通知書を受領した。

委員辞任につきその補欠

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る二十七日議長において承認した中西泰男を去る二十八日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

常任委員の辞任を許可した。

内閣委員  
浅香 忠雄君 圓谷 光衛君  
永井 英修君 吉武 恵市君  
大蔵委員 田中織之進君

造幣局特別会計法

文部委員会  
理事 圓谷 光衛君(理事圓谷裕君去る二十七日委員) 辞任につきその補欠

議院運営委員会  
理事 永井 英修君(理事永井修君去る二十七日委員) 辞任につきその補欠

文部委員  
丹羽 彰吉君 水田三喜男君  
厚生委員 厚生委員 大森 玉木君  
農林委員 労働委員 金塚 幸君  
建設委員 労働委員 山口六郎次君  
經濟安定委員 前田榮之助君  
議院運営委員 佐藤 榮作君  
黑田 寿男君  
佐藤 榮作君  
前田榮之助君  
議院運営委員 黒田 寿男君  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君

日本勧業銀行法等を廃止する法律  
銀行等の債券發行等に関する法律  
退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律  
薪炭需給調節特別会計法の廃止等に關する法律

經済安定委員会  
理事 永井 英修君(理事永井英修君去る二十七日委員) 辞任につきその補欠

文部委員  
丹羽 彰吉君 水田三喜男君  
厚生委員 厚生委員 大森 玉木君  
農林委員 労働委員 金塚 幸君  
建設委員 労働委員 山口六郎次君  
經濟安定委員 前田榮之助君  
議院運営委員 佐藤 榮作君  
黑田 寿男君  
佐藤 榮作君  
前田榮之助君  
議院運営委員 黒田 寿男君  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君

一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君

議院運営委員  
理事 寺本 齋君(理事坪川信三君去る一月二十八日委員) 辞任につきその補欠

内閣委員  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君

理事 土井 直作君(理事土井直作君去る十一月二十七日委員) 辞任につきその補欠

内閣委員  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君

理事 林 百郎君(理事林百郎君去る二十一月二十九日委員) 辞任につきその補欠

内閣委員  
水田三喜男君 丹羽 彰吉君  
佐藤 榮作君 山口六郎次君  
大蔵委員 文部委員  
圓谷 光衛君 前田榮之助君  
厚生委員 農林委員  
勞働委員 建設委員  
經濟安定委員  
石野 久男君 吉武 恵市君  
田中織之助君 永井 英修君  
永井 英修君



労務用物資の配給価格に関する質問  
主意書(柄澤セヨ子君提出)  
一、去る二十二日内閣から次の答弁書  
を受領した。

衆議院議員立花敏男君提出町村吏員  
の超過勤務手当支給に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員立花敏男君提出町村吏員  
の超過勤務手当支給に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員立花敏男君提出結核新  
薬オーレイマイシン及びストレイン  
トマイシンに関する質問に対する答  
弁書

衆議院議員立花敏男君提出農業生産  
物の金融に関する質問に対する答弁  
書

衆議院議員立花敏男君提出政令第二  
百一号に関する質問に対する答弁  
書

衆議院議員池田義雄君提出旧日本医  
療団の財産処分に関する質問に對す  
る答弁書

衆議院議員今野武雄君提出教員とし  
ての不適格性の認定に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員  
会書記の身分に関する質問に対する  
答弁書

衆議院議員山口武秀君提出供米代金  
の支拂に関する再質問に対する答弁  
書

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破  
対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破  
対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河口陽一君提出農業生産  
物の金融に関する質問に対する答弁  
書

衆議院議員河口陽一君提出政令第二  
百一号に関する質問に対する答弁  
書

衆議院議員今野武雄君提出教員とし  
ての不適格性の認定に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出教員とし  
ての不適格性の認定に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員今野武雄君提出教員とし  
ての不適格性の認定に関する質問に  
対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破  
対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破  
対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破  
対策に関する質問に対する答弁書

斯々実施されていないが、更に  
町村吏員に對して次のような事実  
がある。  
一 新潟県佐渡郡金泉村において  
は、村役場職員が超過勤務命令  
により超過勤務を行つても、そ  
の手當の支給は全然認められて  
いない。  
二 新潟県佐渡郡相川町において  
は、超過勤務手当の支給につい  
て、町議会は町財政の貧困を  
理由に超過勤務手当の予算を拒  
否している。  
以上のようなことが公然と行わ  
れているが、政府はこのような事実に  
対して

以上のようなことが公然と行わ  
れているが、政府はこのような事実に  
対して

一 超過勤務が上司の命令によつ  
て行われ、しかも超過勤務手當  
の支拂がなされていないこと  
は、明らかに基準法違反である  
と考えるが、如何。

二 又現在まで行つて来た超過勤  
務者に対する手当の債務は、當  
然理事者側の負うべきものと考  
えるが、如何。

三 第二の場合の如く、財政の窮  
迫から議会がその支拂を否決し  
た場合、現状の地方財政の情況  
からして政府も全然その責なし  
とは考えられない。又町議会全  
体が不当労働行為を行つたもの  
と考えられるが、如何。

四 右の如き事実は、ただ單に新  
潟県の二町役場におけるもので  
なく、全國の町村において半  
ば公然と行われている。町村吏  
員の給與は、現在の六、三十円べ  
の給與は、現行六、三十円べ一

であり、五、三十円ないし  
三、三十円のベースで抑えら  
れていのが実状である。その  
上極めて過重な行政事務の負担  
を負つてゐる。このようなこと  
から、超過勤務手当の不支拂と  
いえども、これを放置しておく  
ことは、政府のいゝ高能率、高質  
度の政策の上から許さるべき  
ではなく、又労働者の「働く賃  
金」の要求からも許容できなほ  
のである。又このことが地方財  
政の破たんから行われてゐると  
いう事実から見て、政府はいか  
に考へるか。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員立花敏男君提出町村吏員  
の超過勤務手当支給に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員立花敏男君提出町村  
吏員の超過勤務手当支給に関する質問  
に対する答弁書

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員立花敏男君提出結核新  
薬オーレイマイシン及びストレイン  
トマイシンに関する質問に対する別紙  
答弁書

実質的當、不當は、具体的に當該團  
体の事情を検討して判断しなければ  
ならない。政府は、今後とも町村吏員  
の給料の適正化に努力したい。

右答弁する。

結核新薬オーレイマイシン及び  
ストレントマイシンに関する質  
問主意書

最近アメリカにおいて、ストレント  
マイシンより更に数倍の效能のあ  
る結核の新薬オーレイマイシンが製  
造されているときくが、それにつき  
効能、適応症、作用、使用方法、成  
分、製造方法、價格及びこれらにつ  
いての薬業界の動きを示されたい。

なお、ストレントマイシンにつ  
き、本年度は国内産を奨励するとき  
くが、この具体的計画(数量、製造  
所名、それに対する国庫補助とその  
方法等)如何。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員立花敏男君提出町村吏員  
の超過勤務手当支給に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員立花敏男君提出町村  
吏員の超過勤務手当支給に関する質問  
に対する答弁書

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員立花敏男君提出結核新  
薬オーレイマイシン及びストレイン  
トマイシンに関する質問に対する別紙  
答弁書

最近、米国のレデル研究所から研  
究用として、少量わが国に送られ  
まいりましたので、これをベニシリ  
ン学術協議会の関係臨床部会にお  
て使用しております。その結果、ベ  
ニシリン無効脳膜炎等に非常に良い  
成績を示しております。しかし、結  
核に対しては、その効果はアメリカ  
の研究ではまだまだ疑問があり、む  
ろ否定的であるともいえます。の  
で、結核治療薬としては、認められ  
ておりません。

現在のところ、むろストレント  
マイシンの方が結核治療薬として秀  
で、結核治療薬としては、認められ  
ております。

米国におけるオーレイマイシンの  
製造は、レデル研究所が特許を持つ  
ており、製造も一社のみで行つてお  
ります。

現在のところ認められている適應  
症としては、諸種の細菌による肺  
炎、腹膜炎、膀胱炎、ブルセラ症、  
淋病、梅毒、発疹チフス、恙虫病、  
第四性病、不定形肺炎、百日咳、ア  
メーベ赤痢並びに種々の眼疾患等で  
あります。

使用量としては、一回量二五〇匙  
から五〇〇匙を一日四回飲用いたし  
ます。

製造法は、ストレントマイセンス、  
アウレオファシイエンスといふ種類  
のかびをベニシリンと同じように培  
養いたします。

価格は、二五〇匙入カプセル五〇  
ヶが二十二弗(米国内価格)程度であ  
ります。

わが国においては、現在のとこ  
ろの病気並びにリケツチニア性の病  
氣、例えは発疹チフス等の病気に良  
く効く優秀治療薬として認められて  
おります。

ろ、やつと研究室でそのカドをとらえた程度であつて、各製造業者も工業化を目指して鋭意研究中であります。なお近く米国より一千人分が輸入される予定であります。

次にストレートマイシンの国内生産については、昨年九月二十二日閣議決定以来鋭意工業化に努力しております。

製造業者としては、明治製菓株式

会社、協和醸酵株式会社、株式会社

科学研究所、株式会社日本生物科学

研究所の四社が主として製造の希望

を持ております。

なお、設備計画の資金は、五億三

千萬円で、目下その計画の調達に努

められており、この設備資金は一部昭

和二十五年度の見返り資金より融資

を受けるよう関係当局と折衝中であ

ります。

本年度における国内生産予定量

は、五〇〇噸であります。その融資

の状況あるいは、その時期のいか

んによつては相当生産量に増減を及ぼすものと予想しております。

最後に、国家買上げの予算として万円をもつて国産品及び輸入品を買上げ、価格をブルルとして配給する方針であります。

右答弁する。

農業生産物の金融に関する質問  
主意書

一 政府は、食糧事情の好転とともに逐次統制を撤廃し、農産物の政府買上げをも取らざるの方途を取りつあるが、その結果政府買上

げなき農産物は一時に出回り、たゞに農産物価格は暴落を招来し、農村経済が破滅することは明らかである。よつてこれらの農産物に對し、金融政策をとり、平均販売等により価格保持を図り、農村經濟の不安を除去する意思なきや。

二 太平洋戦争以前農産物価格維持と農民経済保持のため預金部の地

方資金を融資して、これを復活するの意思なきや。

さきにいも類の買上制限を政府が表明したが、買上げもののいも類並びに加工でん粉に対し、前記生産金融の要を感じざるが、政府にその対策ありや。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出農業生産物の金融に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出農業生産物の金融に関する質問に対する答弁書

一 國内食糧事情がわが国を含む世界的食糧事情の回復とともに漸次好転しつつある現状よりして近い将来現行の食糧管理方式を再検討しなければならぬことは考慮されねばならない。そのため特別な立場をなすべきであるが、政府の所見如何。

二 その立場は地方一般公務員と

農業生産物の金融に関する質問

不満足な状況下とはいへ労働者とし

て最もか酷な答たる政令第二百一号が施行せられたのであるが、地方公務員は依然として政令第二百一号のしつこくの下にしんぐしているのが現状である。

右答弁する。

二 預金部地方資金を戰前短期应急資金として農産物価格維持と農民経済の保持のため融通したことがあり、戰後かかる資金の融通は中止されているが、農村金融逼迫の現状よりして農村外からの導入を必要と認めるので、これが資金源として預金部資金を考究中である。

三 御質問の趣旨が良く解しかねるが、もしも出回期における価格暴落に対することだとすればそれは非常に困難な條件があると考えられるので研究したいと考えている。

右答弁する。

政令第二百一号に関する質問主

意書

昭和二十三年七月二十二日

政府は、昭和二十三年七月二十二

日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く應急措置として政令第二百一号を發布し、これにより官公

労働者の労働關係を規制するとともに基本的権利を抑制した。これに對し、全官公労組を始め日本の全労働者は、官僚主義の復活あるいは反民主主義を助長するものなりとの見解の下に、挙げて反対を絶叫し、その撤廃の一日起やかならんことを望んだのであるが、その間國家公務員は、國家公務員法の改正により、不満足な状況下とはいへ労働者として最もか酷な答たる政令第二百一号が施行せられたのであるが、地方公務員は依然として政令第二百一号のしつこくの下にしんぐしているのが現状である。

右答弁する。

政令第二百一号に関する質問主

意書

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出農業生産物の金融に関する質問に対する答弁書

一 國内食糧事情がわが国を含む世界的食糧事情の回復とともに漸次好転しつつある現状よりして近い将来現行の食糧管理方式を再検討しなければならぬことは考慮されねばならない。そのため特別な立場をなすべきであるが、政府の所見如何。

二 その立場は地方一般公務員と

農業生産物の金融に関する質問

不満足な状況下とはいへ労働者とし

て最もか酷な答たる政令第二百一号が施行せられたのであるが、地方公務員は依然として政令第二百一号のしつこくの下にしんぐしているのが現状である。

右答弁する。

表は「罷業権その他の権利を制限することは緊急事態においてのみ正当化されるもので、長期立法によつて人権を制限するには慎重を要する。」

三 本件主管は國鐵の場合と同様労働省を主管官庁とすべきであると思うが如何。

四 地方公共企業の能率的運営を図るために國鐵と同様公企業体に切り替すべきであるが、政府の所見を問う。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員松澤兼人君提出政令第二百一号に関する質問に対する答弁書

一 地方公務員の身分、服務、労働問題等に関する法制化については日本研究中であり、右法律制定の曉には政令第二百一号は廢止すべきものと考える。

二 右の立法に當つては、一般行政に從事する地方公務員と地方公共團體が行う公營事業に從事する地方公務員とは、從事する業務の性質上、その取扱いを別個にするのが妥当と思われるでこの線に副つて研究中である。

三 地方公務員が行う公營事業に從事する地方公務員に関する右の法律中、労働關係を規定する部分については労働省を主管官庁とするのが妥当と思われる。

四 地方公共團體の本質及び地方公

であるが、政府の見解を問う。

共団体の具体的特殊性に基いて運営されていることにかんがみ、公企業体に切替えることが法律をもつて一律に規整することは適当でないと考える。

なお、公営事業に従事する地方公務員の服務、労働関係等に関する法制化に當つては、公営事業の能率的運営を確保し公共の福祉を増進するよう目下研究中である。

右答弁する。

旧日本医療団の財産処分に関する質問主意書

一 旧日本医療団（東京都千代田区三年町一清算人赤木朝治）が所有せる資産は、終戦當時どれほどであります。現在どれくらいであるか。

二 政府は、その財産処分に關し、いかなる監督と指示を行つているか。

三 旧日本医療団の所有地として、茨城県新治郡石岡町には、相当の山林原野があつたが、これをいかに処分し又は処分しようとしているか。

右の山林原野は、当然農業用地として開放すべきであると思うが如何。

四 これらの土地に対し、地元農民は、立木のまま、採草地、薪炭林として開放を要求し、地元農地委員会もこれに同意しているにもかかわらず、同町若松町五七一番地脇谷貢助氏は、旧日本医療団と古より因縁あるものであるが、右の土地十三町八反七畝二十七歩を九十七万五千円で買ひ受けたと称し、伐採を始めている。この結果、この山林に水源をもつ周囲の

水田は植付不能となる危険があり、又長年利用していた採草地、薪炭林を奪われる結果になつてい

る。政府は、かような処分方法が閉鎖団体の財産処分方法として妥当と思うか。

五 右の如き事實に対し、政府はいかなる措置をとり得る権限を有し、又今後、かかる措置をとるか。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員池田峯雄君殿

衆議院議員池田峯雄君提出旧日本医療団の財産処分に関する質問に対する別紙

衆議院議員池田峯雄君提出旧日本医療団の財産処分に関する質問に対する答弁書

一 日本医療団の所有してい

地、建物、その他の資産は、昭和二十一年三月末現在金一億三千九百九十六万余円、昭和二十四年八月末現在金三億一千五百三十八万余円である。

二 日本医療団は解散法令に従つて清算を行つてゐるが、その清算に關しては、厚生省は常時指導と監督を行ひ、清算の適正迅速なる結了を期せんがため厚生大臣は清算計画大綱を指示し、日本医療団はこの大綱に従つて清算を行つて

いる。

三 石岡町所在の日本医療団の所在地については、医療団は結核療養所敷地として買收したが、医療団は解散し、医療団所有の結核療養

所は凡て國へ移管されるることになり、この施設も國への移管を希望したが國において買收しない方針となつたので、これを処分財産として處分することとなり適当な引受先を物色したが、適當な価格をもつて引受ける希望者がなかつたためその処分は延引した。しかしながら最近に至り本土地については石岡町の採草地組合との間に小作調停により売買契約が成立し金八十萬七千三百六十六円をもつて譲渡することに決定し、その代金も五月末までに支拂うこととなつてゐる。

四 医療団はその清算を迅速にしかねる価格をもつて財産を処分しなければならないので、立木の処分についても清算上妥当なものとしてこれを認めたが質問のようない事実があればよく調査したい。

五 政府は不当な財産処分をしていない常に指導監督しているので調査の結果もしこの処分が適正でなければ円満に解決させるよう医療団に対して指示したい。

なお今後も同様の方針である。

右答弁する。

四 教員としての不適格性の認定に關する質問主意書

東京都墨田区小梅小学校五年二組担任の小林教官は、この度の東京都の教員整理にあたり、「学級しんぶん」の指導が適当でないことを最大の理由に教員として不適格と認定され、かく首された。その具体的的事例としては、「学級しんぶん」第四号に

「シールス軍來訪」と「赤い羽根募金

所は凡て國へ移管されるることになり、この施設も國への移管を希望したが國において買收しない方針となつたので、これを処分財産として處分することとなり適当な引受

もつているおとなりの中國に新しい

主席は毛沢東（マオ・ツォートン）

みやこはベキン（ムトノベイピン）

地図を「うらんなさい」。

一 政府は、この記事が「学級しんぶん」指導の不適当を実証するものと考えるか。

二 政府は、ソヴェト連邦、中華人民共和国についての事実を教授することは適当であると考へるか、不適當であると考へるか。

三 政府は、ソヴェト連邦、中華人民共和国その他について肯定的に論評することは、不適當であると考へるか。

四 政府は、ソヴェト連邦、中華人民共和国その他について否定的に論評することは、適當であると考へるか。

右質問する。

農地委員会書記の身分に関する質問主意書

農地改革事業は、國家事業として今まで遂行されてきたが、政府は、これら農地改革事業の中核となつて三年有余働いてきた全國の農地委員会書記（一委員会二名、全國一万三千名）を機構変革の名目で二名中の一名を、即ち全國一万二千名を本年三月末をもつてかく首しようとしている。

しかし農地委員会書記の身分は、明らかに國家公務員であるにもかかわらず、政府は故意にその身分を明確にせず、これらを極度に不安な状態におとしいれている。

これは國家公務員に保障された身分上の権利をばく奪して日雇労務者の如く扱い、首切り辞令すら與えずして街頭に放り出そうとする陰謀であると断ぜざるを得ない。よつて政府は、農地委員会書記の身分に關する左の諸問題に對し、その法的根拠を明確に挙げて答弁せられたい。

一 農地改革事業はボツダム宣言、

東京府知事指令等に基づき、總司令部の命により日本政府が行う國家

始める」の記事に並んで掲載された次の記事があげられている。

中華人民共和国が生れた  
主席に毛沢東氏

九月三十日五千年もの長い歴史をもつているおとなりの中國に新しい

主席は毛沢東（マオ・ツォートン）

みやこはベキン（ムトノベイピン）

地図を「うらんなさい」。

か不適當であるかは断定できない。

二 正確な事実をもととしての事実を、事実として教授するならば不適當ではないと考へる。

三 次項四の答に纏めて回答する。

四 政治的中立性を保持すべき學校の教育にあつては、正確な資料によるそれ等の事実を客觀的に取扱うべきであると考へる。

右答弁する。

農地委員会書記の身分に関する質問主意書

農地改革事業は、國家事業として今まで遂行されてきたが、政府は、これら農地改革事業の中核となつて三年有余働いてきた全國の農地委員会書記（一委員会二名、全國一万三千名）を機構変革の名目で二名中の一名を、即ち全國一万二千名を本年三月末をもつてかく首しようとしている。

しかし農地委員会書記の身分は、明らかに國家公務員であるにもかかわらず、政府は故意にその身分を明確にせず、これらを極度に不安な状態におとしいれている。

これは國家公務員に保障された身分上の権利をばく奪して日雇労務者の如く扱い、首切り辞令すら與えずして街頭に放り出そうとする陰謀であると断ぜざるを得ない。よつて政府は、農地委員会書記の身分に關する左の諸問題に對し、その法的根拠を明確に挙げて答弁せられたい。

一 農地改革事業はボツダム宣言、

東京府知事指令等に基づき、總司令部の命により日本政府が行う國家

事業である。従つて農地委員会は國家機関である。このため農調法にも農林大臣及び知事は、市町村、都道府県農地委員会を監督し、監督に必要な命令又は処分ができることになつていて。この点につき政府の見解如何。

二 前項に基き、農地委員会は地方公共団体とは独立した処分権をもつてゐる。これは明らかに地方公共団体でなく、國家機関であることを立証するものであるが、これについての見解如何。

三 今日まで農地改革予算は、全額国庫負担によつて賄はれてきており、大蔵省主計局の昭和二十五年度国家予算説明書(改訂版)一五頁一三項にも農地改革費として予算が計上され、書記の給料も明確に記載されている。これによれば、政府は農地委員会書記の給與ペースを決定し、且つ流用を禁じた人件費として国家がこれを支弁しているのである。これは昭和二十三年度予算において五、三八六円書記給料を昭和二十四年度予算においては五、〇〇〇円に切り下げるのをもつてしても、地方公共団体には関与させずに国家が決定している軽視である。

従つて右の事実は、政府が農地委員会書記を国家公務員として扱つてゐるものであると解釈するが、これについての見解如何。

四 昭和二十三年七月二十日農地委員会労働組合全国連合会は農林大臣との間に正式なる労働協定書を交わしている。この労働協定書によれば、農林大臣は労働組合と協議会を持ち、労働条件につき協議することを明記している。これは農地委員会書記が国家公務員であり、政府職員団体として農林大臣と協定を結んだものであるが、これにつき政府の見解如何。

五 以上によつて農地委員会書記は国家公務員ではないことを伝え、その身分については明らかにしてない。これは全く不當なる措置であり、地方及び国家のいずれの公務員でもないとする政府部内の意見は奇怪であるが、これについての見解如何。

#### 右質問する。

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員会書記の身分に関する質問に対する答弁書

別紙

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員会書記の身分に関する質問に対する答弁書

別紙

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員会書記の身分に関する質問に対する答弁書

別紙

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員会書記の身分に関する質問に対する答弁書

別紙

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出農地委員会書記の身分に関する質問に対する答弁書

別紙

五 以上によつて市町村農地委員会は市町村に設置せられる機関であり、その書記は市町村の職員たる身分を有するものである。

右答弁する。

供米代金の支拂に関する再質問 主意書

五 以上によつて市町村農地委員会は市町村に設置せられる機関であり、その書記は市町村の職員たる身分を有するものである。

右答弁する。

し取付状態はいつから生じたのか。その流言はいつの時期になされたのか。これを両協同組合別に明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議長幣原喜重郎殿 衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する再質問に対する答弁書 別紙

右質問する。

右質問する。

機具等の物資を生産者に配給する目的で購入したものであるから、違法の疑はないようである。又取付状態にあつたのが、二月上旬であるから、流言は、その以前とのことである。

右答弁する。

#### 迷信打破対策に関する質問主意書

迷信の打破は文化國家となる一大要素である。しかるに日本にはまだ多くの迷信が残っている。とくに結婚に関するものは社会生活に害を與えることははだしく、多くの不幸な人を作つてゐる。

一 政府は、丙午とか、相性とか、年廻りとかについてどう考へるか。

一 寅の年が結婚にいけないといふことについてどう考へるか。

一 孝宮は、勇敢にこれを打破され五月中に挙式される。この機会に政府としては迷信打破の積極的推進をなすべきであると思ふが、その具体的対策如何。

右質問する。

昭和二十五年三月二十二日  
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長常原喜重郎殿  
衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出迷信打破対策に関する質問に対する  
答弁書  
結婚に関する迷信が社会生活に害

を與え不幸を作つてゐること少くないようである。健全な常識から考えればたいした根拠を認められない、ひのえうまとか相性とか年まわりとかとらの年の結婚が今日なお問題となり、そのため結婚を不可能としているように思つたりすることが多いのはまことに遺憾である。

これらは、主として月日を記するためにつくられた干支と天文に対する不十分な知識から出た五行説等との結合から生じた吉凶判断の迷信であることはいうまでもない。ひのえうまは徳川時代すでに迷信として撃されたものであり、また相性は五行相性の相生が相性(合性)と変えられたもので、その理由がいかなるものであるか迷信の専門家以外には知られる人が少いような意味を附加しておらず、年まわりとかとらの年の結婚にしてもあたかも先天的に決定されている宿命であるかのように考へねばならぬものとされているのである。このよくな迷信によつて結婚が左右される限り、兩性の人格とか共同生活の内容は全く無視されることとなるわけである。従つて迷信のこのよくな社会に広まつてゐる無意味な力を民衆自体がすみやかに問題としてとりあげないようになることはきわめて望ましいことである。このゆえに迷信打破は法規による取締とか禁止という方法による性質の問題ではなく、社会人が広く健全な常識をもつことによりおのづから打破され行くようなり方こそ最も根本的な解決策であることは申すまでもない。

今般孝宮は勇敢にこれらの迷信を打破御結婚なさる由で、これには大きな社会教育上の模範的意義を考えることができます。文部省においては二十二年以来迷信調査協議会も設けて実状調査を行つてゐるが間もなく調査完了間近にあるのでこれに基き政府としては孝宮御結婚を契機とし、今後大いに社会人が健全な常識をもち、迷信を打破しうるよう各種社会教育団体を通じ、また国民科学講座を広める等合理的科学的な教育の向上を計るための充実した成人教育をますます実施して行く考え方である。

右答弁する。